

The Kansai University Bulletin

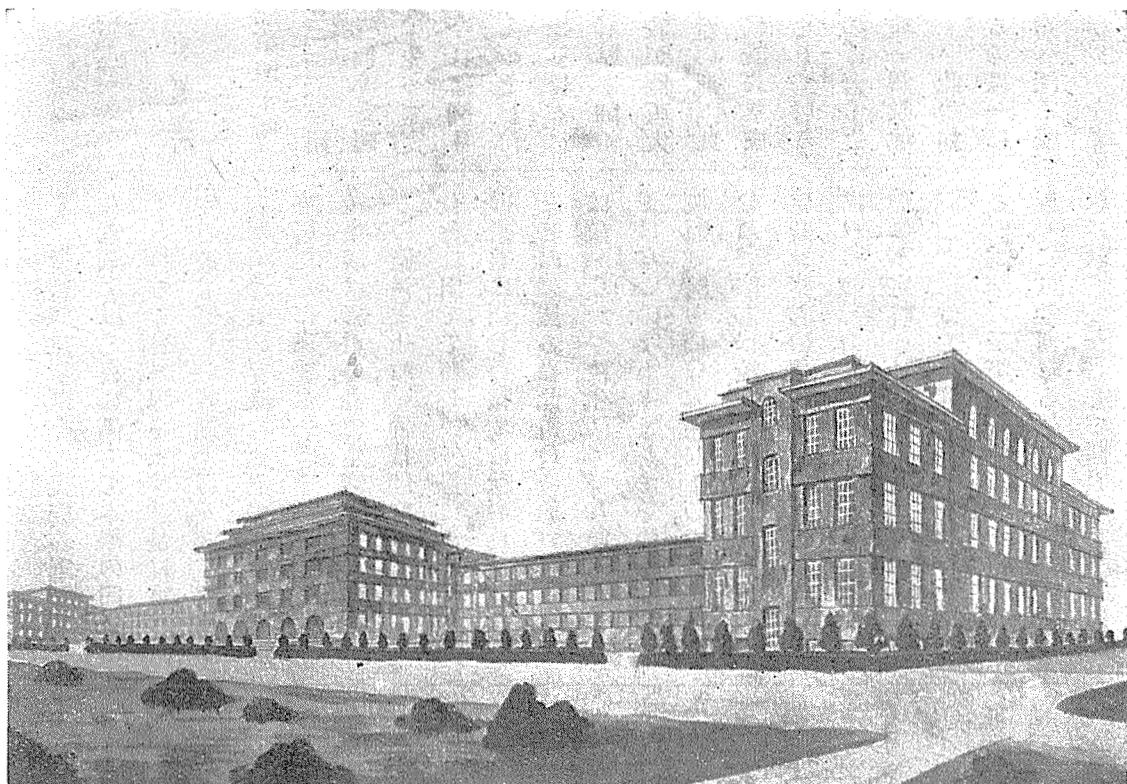
Osaka, April 15th, 1928—No. 58

關西大學報

行發日五十月四

號八十五第

年三和昭



設計成られ専學本部舍配景圖

阪 大

關西大學報局

九四〇一(堺佐土)話電
番〇七五七・〇七三七

大阪貯金口座
番五七八二一

千里山學報 五十八號

目 次

正しきを踏ん

(昭和三年度卒業式式辭摘錄)

挿繪——設計成れる本學專門部學舍配景圖(表紙)——ケルン大學教授マックス・シェラー博士——千里山親睦會記念撮影——昭和三年度卒業式——校友作間耕逸氏——校友會春季大會

——本年度學部卒業生——本年度專門部法律學科卒業生——本年度專門部經濟學科卒業生——

本年度專門部商業學科卒業生

正しきを踏んで恐る勿れ
關西大學學長 法學博士 松本 稔治

關西大學學長 法學博士 松本 稔治
關西大學學長 法學博士 松本 稔治
信託制度の基調
關西大學講師 入江眞太郎

學內報——卒業式並修了式舉行——役員會開催
——臨時協議員會開催——入學試驗施行——教員囑任——新學長就任——本學關係代議士當選

祝賀會——中村留學生の出發——訃報——附屬關西甲種商業學校築報——附屬第二商業學校築報

校友の面影——作間耕逸氏
校友彙報
學生彙報
懸賞論文審査發表

學の功に依つて今日を觀るに至つたことに就て眞に満腔同慶の意を表します。諸君は恐くは今日凱旋の軍人の様な意氣を以て喜に満ちて本學の門を出でられることと思ひます。是は實に人生の最も樂しい時期であります。併しながら今日の卒業は諸君の學校生活の終局たるに過ぎないのでありまして學校生活は諸君の社會生活の準備課程たるに過ぎませぬ。諸君は卒業と同時に過ぎませぬ。諸君は卒業と共に社會に出でて新しい任務に當り又多數の各位に御挨拶申上げます。今日は例月と異り式場を千里山學舎に定めましたので遠路態態御縁合せ御來臨を辱くしましたることに對しては一層厚く御禮を申上げねばなりません。我が關西大學も漸次發展致しまして御覽の通り此式場たる本館及び大運動場は既に落成し、又圖書館も竣工に垂んどして居るのであります。尚ほ福島の學舎も近く市内新京阪停車場裏の手廣い新敷地に新築移轉の豫定であります。此の如く本學の幸に發展しつつあるのは一に各の御後援に依るものと考へ深く感謝すると同時に尙ほ將來の御助力を希ふ次第であります。

次に卒業生諸君に對しましては多年勉

學の功に依つて今日を觀るに至つたことに就て眞に満腔同慶の意を表します。諸君は從來以上の努力を以て徹底的研究をして新任務に當らねばなりませぬ。而してその際に最も注意しなければならぬことは本學の校歌に所謂「人格の向上、正義の奉仕」であります。カントの言つて居ることに次の有名な文句があります。即ち「考へること屢にして且つ長き程常に新に増し来る感嘆と崇敬とを以て心を充すものが二ある。それは我が上なる星の輝く空と、我が内なる道德律とである」と云ふのであります。カントの禮拜堂の壁に誌されてあると云ふことであります。人が果して先天的に道徳律を有するや否や、孟子は「惻隱之心人皆有之、羞惡之心人皆有之、恭敬之心人皆有之、是非之心人皆有之」と言つて居りますが、人性の果して善なりや否やの問題は暫くこれを措きまして社會に立つて居る通常の人が正不正の判断を爲す能力を有することだけは争ふべからざる事實であります。然るにも拘らず、世間には不正を行ふ者も少くないのは多くは卑近な巧利的考から目前の利害に依つて心ならずも

正道を離れるものであると思ひます。併しながら斯くの如く正道を離れた者に最終の成功を遂げた例は殆ど絶無であると云つてよいのであります。西郷南洲の遺訓中に斯う云ふ文句があります。即ち「事大小と無く正道を踏み至誠を推し一事の詐謀を用ふ可からず。人多くは事の差支ゆる時に臨み作略を用ひて一旦その差支を通せば後は時宜次第工夫の出来る様に思へども、作略の煩ひ屹度生じ、事必ず敗るるものぞ。正道を以てこれを行へば目前には迂遠なる様なれども先に行けば成功は早きものなり」とあります。蓋し功利的に考へましても世事は非常に複雑でありまして眞の利害を判断することは人間としては畢竟不能でありますから正不正の判断に依つて事を行ふことが終局に於て大なる利に歸するのであります。換言しますれば常に正不正の判断に依つて事を行ふ者が最終の成功を遂ぐるのであつて、利不利の打算に依つて行動する者は多くは失敗するのであります。而して正不正の判断に依つて正道を踏んで事を行ふ以上假令世俗的意義に於ける大なる成功を得ないといります。

正道を離れるものであると思ひます。併しながら斯くの如く正道を離れた者に最終の成功を遂げた例は殆ど絶無であると云つてよいのであります。西郷南洲の遺訓中に斯う云ふ文句があります。即ち「事大小と無く正道を踏み至誠を推し一事の詐謀を用ふ可からず。人多くは事の差支ゆる時に臨み作略を用ひて一旦その差支を通せば後は時宜次第工夫の出来る様に思へども、作略の煩ひ屹度生じ、事必ず敗るるものぞ。正道を以てこれを行へば目前には迂遠なる様なれども先に行けば成功は早きものなり」とあります。蓋し功利的に考へましても世事は非常に複雑でありまして眞の利害を判断することは人間としては畢竟不能でありますから正不正の判断に依つて事を行ふことが終局に於て大なる利に歸するのであります。換言しますれば常に正不正の判断に依つて事を行ふ者が最終の成功を遂ぐるのであつて、利不利の打算に依つて行動する者は多くは失敗するのであります。而して正不正の判断に依つて正道を踏んで事を行ふ以上假令世俗的意義に於ける大なる成功を得ないといります。

るも俯仰天地に愧ぢず自ら顧てその生活の意義のあつたことを知り得るのであつて真に尊い又愉快なことであると思ひます。

近頃の世事を觀察しますするに正不正に

依らず却つて利不利に依つて行動する者必ずしも少くないのであつて世道人心頗る憂ふべきものあるやうに感せられます。諸君は學門を出で社會生活に入らるるに當つて只今述べましたことを心に銘じ、片片探るに足るに足らざる俗人の爲すところに微はず滔滔たる濁流に染むことなく、常に正不正の判断に依つて行動し以て最終の勝利者として見事に社會學校を卒業せられんことを今日我が關西大學を卒業せられたると同様ならんことを囁きする次第であります。

最後に大學豫科を修了して學部に進まれる諸君に對しては準備の課程を卒へられたことを祝福すると同時に將來は

マックス・ショラーが其名著「倫理學に於ける形式主義と實質的價値論理學」第一部に於ては行論を先づカントの形式主義倫理學の内に宿る缺點の指摘より起し、徐々に彼の企圖する實質的價値論理學の理念を開展して居る。彼の斯る實質的價値論理學はニコライ・ハルトマンの言の如く他のカントの形式主義の批判たるに關する物ではなく一實に價値領域の門を開いた物として破天荒な事業と賞讃せらるるであらう。(N. Hartmann; Ethik, Vorwort) 又他の一面に於てはウイットマンの如くショラーはカント倫理學の否定と共に他の種類の實質的倫理學、即目的論的倫理學の成立し得る所以をば見逃したと言ふて彼の主張の一面性を批難するものもあるであらう。(Wittmann; Max Scheler als Ethiker, S. 11—12) 然しながら斯る彼の仕事の全部に對する考察を以て言ふやうな大業な事柄をば今は當面の問題と見てゐるのではない。唯前掲著書の第一部の内に散見する彼の「價値」の本質に關する思想をば爰に總めて見やうとする丈けの事である。

(一) カントと財倫理學
カントは倫理學の基礎づけに於て先づ財倫理學を排斥した。特定の「財」は假へ其が「現存する社會の幸福、國家、教會、文化、文明」(S. 4) 等であらうとも、其自身「善」と言ふ事は出來ない。之等の存在物が善と言はれ惡とは出來ない。之等の存在物が善と言はれ惡とは批難されるも之れ總て歴史的偶然に基く物であり其評價が如何に相對的であるかは餘りによく熟知せられた事柄である。我我は斯る歷史的に善或は惡と評價つけられた財貨の諸特徴を歸納する事に依て善惡の概念を知る事は出來ない。カントは言ふ(註)。此點に於てカントは蓋し正しいと言はなければならない。

(註) ショラーは財倫理學の概念を説くや目的論理學と全然混同して居る様に思はれるが、然しながらカントの此の考方には重大な缺點が指摘せられる。其は斯る財に於て現はるる「經驗」を前提し從て後天的であるから絕對的立場は財倫理學 Götterethik と目的論理學 Zweckethik である。此二つの立場は共に

價值の本質に就いて

(マックス・ショラーの價值概念に關する覺書の其一)

關西大學教授 武内省三

序

先天的な倫理學の建設を企てる以上、然らばカントと共に形式主義の道を辿るであらうか。否彼はカントがアブリオリをば「形式的」同一視し「實質的」の悉くをば後天的と同一視する事に反対し、實質的にして然かも先天的な價値原理の反する事を主張するのである。之れ彼の實質的價値論理學の領域をなす物である。

この理由の元に倫理學として否定せられたのである。然らばカントの斯る態度は果して正しいであらうか。ショラーは之に對して如何にも「財」Güter 及「目的」Zweck が後天的である事をばカントと共に是認する。彼も亦

「價值」自身をば Guterdinge 財を同一視して後天的な物を認め之を倫理學から排斥しやうとした點である。斯る思想は實に「價值」をば「財」から獨立し其に先行して獨自の存在を持つ純粹 Qualität 或は Phänomene の世界である事に氣づかなかつた事に基く謬見である。若し(一)價值概念が獨立の Phänomene の内に見出さるる代りに、財から抽象によつて得らるる物であるか或は又(二)價值概念は物としての財が我我に事實上働いた結果生ずる快、不快の狀態から知り得らるる物であるならばカントの斯る考方は正しいかも知れない。然かも事情は左様であることはカントがなした「無言の前提」の一つであつたのである。(S.6) 然しながら斯る前提の理由なき所以をシェラーは鋭く論究する(S.72)。其結果カントが Güter と Zweck とを倫理學の領域から排斥するのをば彼は是認するが其と同時に財や目的から獨立して存する實質的な價值迄も共に排斥するのは正しくないと言ふのである。カントは實際に證明した以上の事をなす者である(S.6)。之れカントが財倫理學の檢覈に於てなした重大なる錯誤の一であつた。

(二)カントの目的倫理學

カントは次に目的倫理學を排する。目的倫理學とは或る特定の目的を善或は惡とし此の目的を實現する爲めに參與する人間の意思や行動をば、其手段として善或は惡の價值に與らしめやうとする立場である。然しながら此立場も又誤りなきを得ない。何となれば第一に特定の目的を善と/or 惡と評價するところに既に善惡の概念が豫想されておるからである。特定の目的は勿論、其特定の目的を實現

する事其自體は決して善でもなく又惡でもない。唯道德的善惡の標準に照らされて初めて特定の目的が善ともなり惡となる。神の目的たるが故に善なるに非らず、道徳的善なるが故に神の目的として惡魔の目的から區別せらるるのである(S.5)。故に善惡の概念は決して經驗的に善と/or 惡と評價せられたる目的的特徴を歸納して得らるる物ではない。カントは斯く考へたが故に目的倫理學をば否定し、善惡の概念は目的決定の形式の内にのみ見出され得る考へるに至つたのである。然しながらシェラーはカントの斯る考方の内に一つの缺點を見出した。即カントは「目的」は經驗的概念であるから其は先天的倫理學から騙逐せらる可しと言ふ。從て先天的な善惡の概念は行動や意慾の決定の形式からのみ得られるかを其音の高低、強弱、音色、調子等に就いて知らなくとも……即音に關する「認識」がなくとも……尙其音の「美しさ」の價值を感ずる事が出来るであらう。否ベルグソンの言ふ様に其音の一つ一つを分析し之に就いて認識しやうと努めなければこそ其「美」價值を感じる事が出来るのであらう。之と全然同様な事が繪畫に就いても亦語られる。描かれた物象が何であるかを、又其物象の物理的構造に關する科學的認識(經驗)を持たなくとも尙其形と/or 色とに宿る美を我我は感する事が出来るのである。否時には斯る名畫の前に立つて其名畫の觀照から得られる「美」の價值感情が何に基くのか、即色彩に基くのか、其とも又形狀、物象相互間の關係、或は又其とも畫材其物に基くのかさへ判らない事が稀ではない。換言すれば美的意識の對象が何であるかに關する何等の「認識」なくして尚美的意識はあり得るのである。一個人の面前に出た時其人に対する感ぜらる親しみの念、或は畏敬、崇高、偉大、或は又野卑の感じが此人の口よ

する事其自體は決して善でもなく又惡でもない。唯道德的善惡の標準に照らされて初めて特定の目的が善ともなり惡となる。神の目的たるが故に善なるに非らず、道徳的善なるが故に神の目的として惡魔の目的から區別せらるるのである(S.5)。故に善惡の概念は決して經驗的に善と/or 惡と評價せられたる目的的特徴を歸納して得らるる物ではない。カントは斯く考へたが故に目的倫理學をば否定し、善惡の概念は目的決定の形式の内にのみ見出され得る考へるに至つたのである。然しながらシェラーはカントの斯る考方の内に一つの缺點を見出した。即カントは「目的」は經驗的概念であるから其は先天的倫理學から騙逐せらる可しと言ふ。從て先天的な善惡の概念は行動や意慾の決定の形式からのみ得られるかを其音の高低、強弱、音色、調子等に就いて知らなくとも……即音に關する「認識」がなくとも……尙其音の「美しさ」の價值を感ずる事が出来るであらう。否ベルグソンの言ふ様に其音の一つ一つを分析し之に就いて認識しやうと努めなければこそ其「美」價值を感じる事が出来るのであらう。之と全然同様な事が繪畫に就いても亦語られる。描かれた物象が何であるかを、又其物象の物理的構造に關する科學的認識(經驗)を持たなくとも尙其形と/or 色とに宿る美を我我は感する事が出来るのである。否時には斯る名畫の前に立つて其名畫の觀照から得られる「美」の價值感情が何に基くのか、即色彩に基くのか、其とも又形狀、物象相互間の關係、或は又其とも畫材其物に基くのかさへ判らない事が稀ではない。換言すれば美的意識の對象が何であるかに關する何等の「認識」なくして尚美的意識はあり得るのである。一個人の面前に出た時其人に対する感ぜらる親しみの念、或は畏敬、崇高、偉大、或は又野卑の感じが此人の口よ

する事其自體は決して善でもなく又惡でもない。唯道德的善惡の標準に照らされて初めて特定の目的が善ともなり惡となる。神の目的たるが故に善なるに非らず、道徳的善なるが故に神の目的として惡魔の目的から區別せらるるのである(S.5)。故に善惡の概念は決して經驗的に善と/or 惡と評價せられたる目的的特徴を歸納して得らるる物ではない。カントは斯く考へたが故に目的倫理學をば否定し、善惡の概念は目的決定の形式の内にのみ見出され得る考へるに至つたのである。然しながらシェラーはカントの斯る考方の内に一つの缺點を見出した。即カントは「目的」は經驗的概念であるから其は先天的倫理學から騙逐せらる可しと言ふ。從て先天的な善惡の概念は行動や意慾の決定の形式からのみ得られるかを其音の高低、強弱、音色、調子等に就いて知らなくとも……即音に關する「認識」がなくとも……尙其音の「美しさ」の價值を感ずる事が出来るであらう。否ベルグソンの言ふ様に其音の一つ一つを分析し之に就いて認識しやうと努めなければこそ其「美」價值を感じる事が出来るのであらう。之と全然同様な事が繪畫に就いても亦語られる。描かれた物象が何であるかを、又其物象の物理的構造に關する科學的認識(經驗)を持たなくとも尙其形と/or 色とに宿る美を我我は感する事が出来るのである。否時には斯る名畫の前に立つて其名畫の觀照から得られる「美」の價值感情が何に基くのか、即色彩に基くのか、其とも又形狀、物象相互間の關係、或は又其とも畫材其物に基くのかさへ判らない事が稀ではない。換言すれば美的意識の對象が何であるかに關する何等の「認識」なくして尚美的意識はあり得るのである。一個人の面前に出た時其人に対する感ぜらる親しみの念、或は畏敬、崇高、偉大、或は又野卑の感じが此人の口よ

する事其自體は決して善でもなく又惡でもない。唯道德的善惡の標準に照らされて初めて特定の目的が善ともなり惡となる。神の目的たるが故に善なるに非らず、道徳的善なるが故に神の目的として惡魔の目的から區別せらるるのである(S.5)。故に善惡の概念は決して經驗的に善と/or 惡と評價せられたる目的的特徴を歸納して得らるる物ではない。カントは斯く考へたが故に目的倫理學をば否定し、善惡の概念は目的決定の形式の内にのみ見出され得る考へるに至つたのである。然ながらシェラーはカントの斯る考方の内に一つの缺點を見出した。即カントは「目的」は經驗的概念であるから其は先天的倫理學から騙逐せらる可しと言ふ。從て先天的な善惡の概念は行動や意慾の決定の形式からのみ得られるかを其音の高低、強弱、音色、調子等に就いて知らなくとも……即音に關する「認識」がなくとも……尙其音の「美しさ」の價值を感ずる事が出来るであらう。否ベルグソンの言ふ様に其音の一つ一つを分析し之に就いて認識しやうと努めなければこそ其「美」價值を感じる事が出来るのであらう。之と全然同様な事が繪畫に就いても亦語られる。描かれた物象が何であるかを、又其物象の物理的構造に關する科學的認識(經驗)を持たなくとも尙其形と/or 色とに宿る美を我我は感する事が出来るのである。否時には斯る名畫の前に立つて其名畫の觀照から得られる「美」の價值感情が何に基くのか、即色彩に基くのか、其とも又形狀、物象相互間の關係、或は又其とも畫材其物に基くのかさへ判らない事が稀ではない。換言すれば美的意識の對象が何であるかに關する何等の「認識」なくして尚美的意識はあり得るのである。一個人の面前に出た時其人に対する感ぜらる親しみの念、或は畏敬、崇高、偉大、或は又野卑の感じが此人の口よ

する事其自體は決して善でもなく又惡でもない。唯道德的善惡の標準に照らされて初めて特定の目的が善ともなり惡となる。神の目的たるが故に善なるに非らず、道徳的善なるが故に神の目的として惡魔の目的から區別せらるるのである(S.5)。故に善惡の概念は決して經驗的に善と/or 惡と評價せられたる目的的特徴を歸納して得らるる物ではない。カントは斯く考へたが故に目的倫理學をば否定し、善惡の概念は目的決定の形式の内にのみ見出され得る考へるに至つたのである。然ながらシェラーはカントの斯る考方の内に一つの缺點を見出した。即カントは「目的」は經驗的概念であるから其は先天的倫理學から騙逐せらる可しと言ふ。從て先天的な善惡の概念は行動や意慾の決定の形式からのみ得られるかを其音の高低、強弱、音色、調子等に就いて知らなくとも……即音に關する「認識」がなくとも……尙其音の「美しさ」の價值を感ずる事が出来るであらう。否ベルグソンの言ふ様に其音の一つ一つを分析し之に就いて認識しやうと努めなければこそ其「美」價值を感じる事が出来るのであらう。之と全然同様な事が繪畫に就いても亦語られる。描かれた物象が何であるかを、又其物象の物理的構造に關する科學的認識(經驗)を持たなくとも尙其形と/or 色とに宿る美を我我は感する事が出来るのである。否時には斯る名畫の前に立つて其名畫の觀照から得られる「美」の價值感情が何に基くのか、即色彩に基くのか、其とも又形狀、物象相互間の關係、或は又其とも畫材其物に基くのかさへ判らない事が稀ではない。換言すれば美的意識の對象が何であるかに關する何等の「認識」なくして尚美的意識はあり得るのである。一個人の面前に出た時其人に対する感ぜらる親しみの念、或は畏敬、崇高、偉大、或は又野卑の感じが此人の口よ

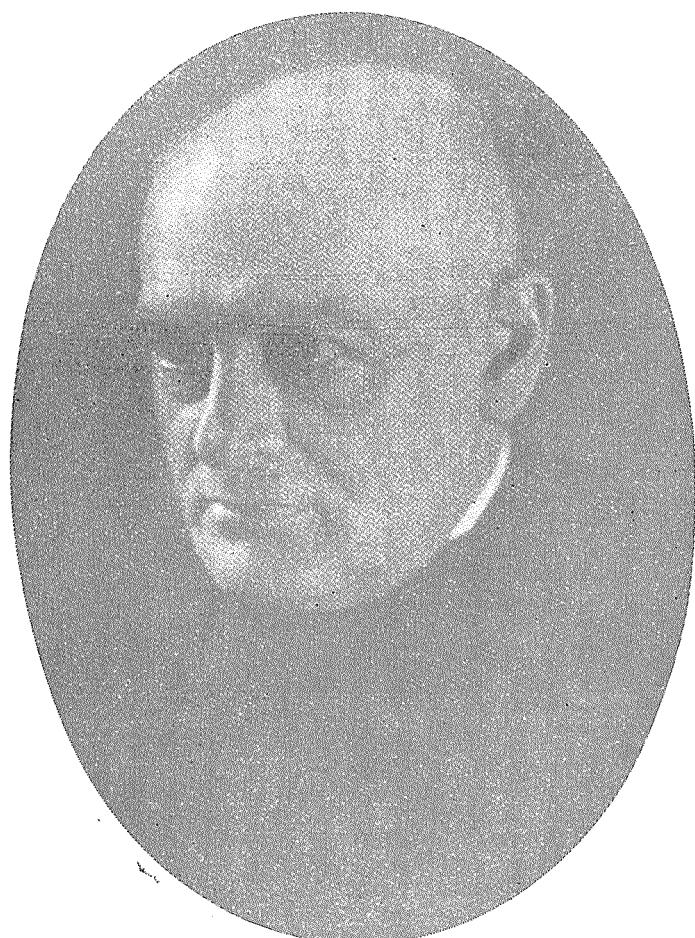
する事其自體は決して善でもなく又惡でもない。唯道德的善惡の標準に照らされて初めて特定の目的が善ともなり惡となる。神の目的たるが故に善なるに非らず、道徳的善なるが故に神の目的として惡魔の目的から區別せらるるのである(S.5)。故に善惡の概念は決して經驗的に善と/or 惡と評價せられたる目的的特徴を歸納して得らるる物ではない。カントは斯く考へたが故に目的倫理學をば否定し、善惡の概念は目的決定の形式の内にのみ見出され得る考へるに至つたのである。然ながらシェラーはカントの斯る考方の内に一つの缺點を見出した。即カントは「目的」は經驗的概念であるから其は先天的倫理學から騙逐せらる可しと言ふ。從て先天的な善惡の概念は行動や意慾の決定の形式からのみ得られるかを其音の高低、強弱、音色、調子等に就いて知らなくとも……即音に關する「認識」がなくとも……尙其音の「美しさ」の價值を感ずる事が出来るであらう。否ベルグソンの言ふ様に其音の一つ一つを分析し之に就いて認識しやうと努めなければこそ其「美」價值を感じる事が出来るのであらう。之と全然同様な事が繪畫に就いても亦語られる。描かれた物象が何であるかを、又其物象の物理的構造に關する科學的認識(經驗)を持たなくとも尙其形と/or 色とに宿る美を我我は感する事が出来るのである。否時には斯る名畫の前に立つて其名畫の觀照から得られる「美」の價值感情が何に基くのか、即色彩に基くのか、其とも又形狀、物象相互間の關係、或は又其とも畫材其物に基くのかさへ判らない事が稀ではない。換言すれば美的意識の對象が何であるかに關する何等の「認識」なくして尚美的意識はあり得るのである。一個人の面前に出た時其人に対する感ぜらる親しみの念、或は畏敬、崇高、偉大、或は又野卑の感じが此人の口よ

よく其事情を明瞭ならしめる」事が出來やうかと思ふ。

先づ價値をば客観的に存在する「物」Ding たり同一視する立場から考察しやう。元來シヒラ一に於ては「物」Ding 「財」Güter, Sache の三つの概念は明瞭に區別せられて居つて決して混同する事が許されない。「物」とは「認識」の對象としての「本質」の物的統一 Dinghafte Einheit であり「財」は感情の對象としての「價値性質」の物的統一 dinghafte Einheit von Wertqualitäten resp. Wertverhalten (S.15) である。然るに Sache は「物」にして同時に價値の宿れる「財」である。其は自然的立場に於て與へられる (S.17) wertvolles Ding (S.1) である。以上の如く厳密に規定せられた用語に従つた「物」なる概念をば價値と同一視する立場は許さるるであらうか。斯る立場につては價値を宿す「物」、例へば美しき物、善き人々、高價なる物品其物等は或は其等の外面上に現はるる共通特徴をば價値其物と見做さうとする物である。從て例へば善惡の價值をばよき人々の共通特徴として之等の人々の屬する團體、宗派、階級等を同一視するに至るのである。然しながら斯る「物」の「價値」を同一視する立場が全然許容し得ないのは看易い理である。何となれば價値は感情の對象であつて認識の對象でないにも係らず認識に於て規定せられた概念を以て價値だとするのは許し難いからである。價値をば價値其物として内面的に把握しやうしないで價値の領域外に立てる共通的特徴 (S.9) を以て見やうとする物は價値の本質を把うる所以ではな。價値は後に述ぶるが如く純粹なる感ぜら

るる Phänomene にて直觀的に與へらるる物であり (S.9) 決して「物」ではあり得ないものである。シエラーは斯る立場をばパリサイ主義と稱して排斥する (S.9)。斯る立場より一步を進めて次に價値をば「物」の内に内在する「情感—慾求する主觀の内に」定の感情狀態を惹起する原因としての「力」

意欲する存在に働く場合に「價値現象」が意識の内に發生すると言ふであらう。然しこ此議論は成立する事は出來ない。何となればかかる論者は斯る自然的な「力」其自身を價値と言ふのであらうか。其とも斯る自然力に依て惹起せられたる結果としての意識の求めて之を自然的力なる不明瞭な概念に歸せしめて依て以



士博一ラエシ・スクツマ 授教學大シルケ

或は「性質」であると見る立場がある。然しこ立場も亦誤である。何となれば先づ此立場に於て主張せらるる「力」とは何を意味するのであるか。第一に斯る力をば「物」の内に具はる自然科學的な力、例へば重力とか凝集力と見、之等の「力」が他の自然科學的物體に働いて發生する因果關係の特殊な一場合として情感—

意欲する存在に働く場合に「價値現象」が意識の内に發生すると言ふのである。然しこ此議論は成立する事は出來ない。何となればかかる論者は斯る自然的な「力」其自身を價値と言ふのであらうか。其は到底不可能である。先づ體験を純粹に反省して見やう。我我が音樂を聞か、或は繪を見つつある際には同時に「美」なる價値を感じる。此時前述した如く此「美」的且判明なる事實である。此明瞭なる事實に更に其原因を「内容」を價値と言ふのであらうか。恐らく後者の意味であらう。自然力其自身が價値でもなく又自然力が他の物體に働きかける事其自身が亦價値でもない。唯意識の内に價値感情があるのである。自然的力は價値ではなく價値感情の原因であると言ふ位の意味ではないか。價値を自然力と見做す考は既に用語に於て誤まつておる。然らば自然的な「力」其自身は價値感情の原因ではないか。價値が感覺機官の刺戟に俟つて言ふならば、實際は音が聞ゆると共に音の認識や、感覺から無關係に、即獨立に價値意識が發生するのである。

五

價値をば客観的な「物」の側に考へる事は前に述べた諸種の理由によりて不當であるが爲に「價値」の感情を惹起する原因である。若し外的な自然力が我の感覺機官を通じて之を主觀の側に考へやうとするに至る。即其結果は價値をば感情狀態其物と同一視するに至る。恰かも實證論者が「物」をば意識に

現はるる現象其物を同一視するのと同じ考方である。然しながら斯る考も亦誤りである。

價値は現實の體験の狀態其物ではない、現實の體験としての感情狀態は價値に「志向」する「狀態」である。「美」は美しいと言ふ「感じ」其物ではなく斯る「感じ」の對象として「感ぜらるる當の物」である。現實の體験は「美」を其内に含み「美」に志向する事に依て「美」の感じシヨラーは次の様に言ふ。

“Werte sind schon als Wertphänomene (gleichgültig, ob “Erscheinung” oder “wirklich”) echte Gegenstände, die von allen Gefuhlszuständen verschieden sind. (S.14) 彼が「價値」をば「對象」と呼ぶのは斯る意識作用の志向する「當の物」を言表はす意味である。シヨラーに於ける「價値」は此意味に於て實際意識に於て評價せられて居るものを意味するのではなく評價せらる可お其當體の意である。或人の行爲に於ける「親切」を言ふ價値は彼の行爲に宿る Qualität 其物であつて多數の個人によつて夫夫の立場から異なつた評價を下さるる事に依て些も價値自體が變るものではない。「親切」の價値其物は永遠に自同である。唯各個人は夫夫の特殊の立場から此價値を見やうとするから時々所々に於て上下の評價上差別が生ずるのである。我々は價値其物を把握するには我我の「立場」を取り去らねばならぬであらう。恰度此と同様な事が認識の領域に於ても語られる。例へば赤を規定しやうとする時自然的立場に立つ限種種の規

定があるであらう。即言語「赤」が指示する色、「物」或は其表面の色、スペクトルや色彩圓錐形の特定の順位を占むる物としての赤、私が今現に見つつある赤、一定の振動數を有する色としての赤等(S.45)を規定せらるるである。然しながら之等の總てに於ては「赤」其物が與へられず唯單に記號に依て代表せらるるに過ぎないのである。眞の赤は此等の記號の背後にあるXである。恰かも「親切」自體の價値は各種の立場に立つ評價の彼岸のXである。恰度同様である。此意味に於て價値其物は立場に保存する價値感情狀態を嚴密に區別せらる可き物である。感情の「對象」をして「其のあるが儘に」把握せらる可き物である。價値評價の正しか否かは實に此對象としての價値に一致するか否かに依て定まる。恰度認識の領域に於ては「赤」其物を捕ふる爲めには記號に依る自然的立場が「括弧」づけらる事が必要である如く價値の領域に於ても「立場」を除去する事に依て「價値」自體は「所與」にして、Phänomene (S.43-47) として與へられるに至るであらう。此意味に於て價値は「感情狀態」其物ではなく何所迄も「對象」として超越的な物である。感情狀態をば價値と同一視しやうとするのは「物」をば意識に現はるる現象其物を見るのと同じく實證論者の誤れる見方である(S.14)。

六

シヨラーに於ける「價値」の概念は恰度フッサーに於ける「本質」に相應する物の様に思はれる。フッサーにあつては「本質」は自然物ではなく又體験を超越した存在である。『本質』

信託制度の基調

關西大學講師 入江 真太郎

我國にては從來經濟上のトラストなる觀念は存在したが法律上の信託 (Trust, Treuhand) なる觀念は存在しなかつた。只辛じて擔保附社債信託法が信託らしい觀念を與へてゐたがこれこでも社債權者のために受託會社が物上擔保權を享有する特種な信託であつて決して一般的信託ではなかつたのである。然るに大正十二年一月一日から一般的信託を規律した信託法信託業法等が施行せられるこになつて私法の範疇に於て茲に新奇なる法律制度を迎へるこになつた。

然らば此新しい信託制度は私法上に於ける法律構成として果して如何なる存在の理由を有するのであるか又信託制度の存在を是認する合理的基調は何處にあるかと謂ふに大體左の如き二點を擧げることが出来る。

(一) 私法上から觀察する三人の行爲は岐れて二個となる。一は其人が専ら自己の爲めに行爲する場合であつて二は其人が他人の爲めに行爲する場合である、前者は利己的行爲であつて後者は利他的行爲である。

私法上に於ける人の行爲は普遍の場合には専ら自己の利益の爲めに行動するものではあるが例外の場合には他人の爲めに行動するものである。民法や商法の行爲法は原則として人が自己の爲めにする行爲を規律する法規の集團であるが此等の法規の集團中には例外として人が他人のためにする行爲を規律する法條が多く存在するものである。例へば著しいものを擧げる民法の領域では代理委任寄託事務管理等があるし商法の範圍では仲立問屋代理人受任者受寄者事務管理者仲立人間屋代理商等は夫夫本人寄託者委託者等—第三者—の爲めに行爲するものではあるが此等の場合は孰れも直接財產權の處分又は管理に關係が無いか又は關係あるとしても他人から此等の者に決して財產權の移轉其他の處分をするものではない。此點が代理委任寄託事務管理仲立問屋代理商等に存在する普遍的缺陷であつてこれがこそ信託法制の成立を促した法的要要求である。詳言するに信託制度は委託者 (Trustor, Treugeber) が受託者に對して財產權の移轉其他の處分を爲し受託者 (Trustee, Treuhänder) は受益者 (Cestui que trust, Destinatar) の爲めに之を管理し又は處分する觀念であつて(信託法第一條)均しく第三者の爲めに財產權即ち信託財產 (Trust Property, Treugut) を移轉し又は處分する點が異なるのである。

(二) 次に私法に於ては財產 (Property, Vermögen) の獨立性又は恒久性を保護する規定が甚だ尠ない。民法では或財產に一定の獨立性又は恒久性を附與せんとするには財團組合財產の觀念や又商法上營業財產の制度が法人の制度に準據する外はない。假令民法上存在してゐても此等の法律上の構成では當該財產を其財產歸屬者個有の財產 (主たる財產 Hauptvermögen) から分離し且つ其財產歸屬者個有の債權者の執行行爲から之を保護する様獨立性を有せしめることは出來ないし加之當該財產に變更があつても尙ほ時間的に其存

續を必要とする恒久性を具備せしめるこ_ニは不可能である。

そこで財團法人設立に必要な寄附行為等を謂ふ如き面倒な手續を執らざるも(民法第三十九條以下参照)簡単に或財産に一定の獨立性と恒久性を與へ以て經濟上の各種の目的——例へば委託者自身の老後の爲めとか又は委託者の子孫の教育の爲めとか或は又學校病院圖書館等の建設の爲めとか——を達成せしめる法的構成を要求することになる。

信託制度は結局此法的缺陷に基く必要から生じた法律現象であつて委託者が信託行為に因つて財產權を委託者に移轉する(信託法第一條並に第六十八條以下参照)當該財產は信託財產として受託者の個有の財產から分離した特別財產(Sandervermögen)を構成ししかも此信託財產は委託者の欲する一定の信託目的の爲めにのみ存在する目的財產(Zweckvermögen)となるものである。斯の如くにして此信託財產は完全に委託者の個有財產から分離存在し(信託法第十五條等)信託財產は受託者個有の相續財產に加入せられず(信託法第十五條)又受託者固有の債權者のため強制執行又は競賣を受けず(信託法第十六條)加之信託財產の管理處分滅失毀損其他の事由に基いて受託者の得たる一切の財產は依然として信託財產を構成する(これ所謂物上代位性Subrogationである)(信託法第十四條)財產の獨立性恒久性は比較的完全に保護然ば信託法に規定する信託とは如何なる觀念かと謂ふに信託法第一條の規定を參照して學的に定義する「信託」は委託者が受託

者に對し財產權の移轉其他の處分を爲し受託者が一定の目的に從ひ之れを他人の爲めに又は特別なる目的を遂行する爲めに管理又は處分を爲すことを謂ふ」と定義することが出来る。今此定義に従ふ信託は次の如くに分析して説明せられる。

(一)信託とは委託者が受託者に財產權の移轉其の處分を爲すことを爲めに

して説明せられる。

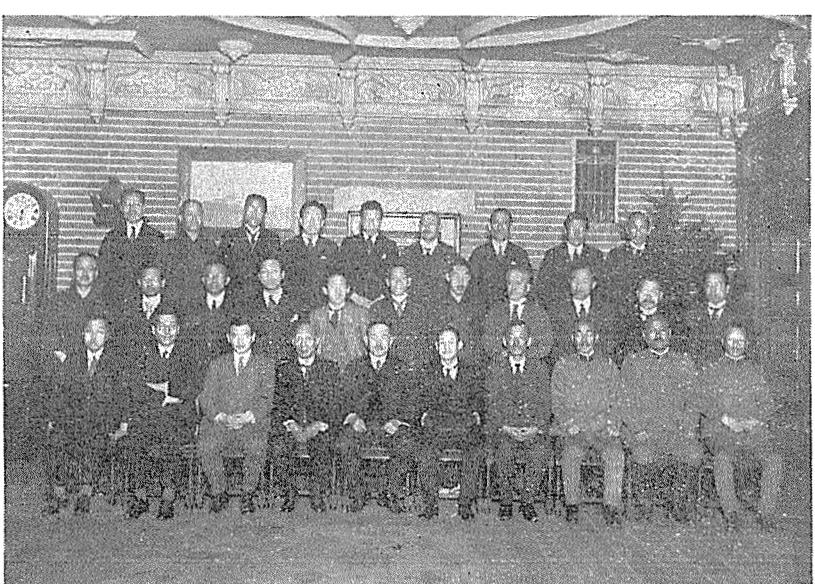
者に對し財產權の移轉其他の處分を爲し受託者が一定の目的に從ひ之れを他人の爲めに又は特別なる目的を遂行する爲めに管理又は處分を爲すことを爲めにする信託(For the accomplishment of same purpose)

財產權の管理又は處分を爲すことを爲めにする。然る上は信託には(イ)他人の爲めにする(ロ)特別なる目的を遂行する爲めにする信託との二種が存在する。他人の爲めにする信託(On behalf of another)又は特別なる目的を遂行する爲めに

を爲めにする信託(For the accomplishment of same purpose)

の如き財產權を委託者から受託者へと其主體を變更するのが信託法第一條に所謂「移轉」であつて又擔保權たる質權抵當權地上權永小作權地役權等の設立は信託法第一條に所謂「其他の處分」である。

(二)信託とは他人の爲めに(On behalf of



(照參報內學號前) 記念會影撮于里山銅鏡

の如き財產權を委託者から受託者へと其主體を變更するのが信託法第一條に所謂「移轉」であつて又擔保權たる質權抵當權地上權永小作權地役權等の設立は信託法第一條に所謂「其他の處分」である。

然ば信託法に規定する信託とは如何なる觀念かと謂ふに信託法第一條の規定を參照して學的に定義する「信託」は委託者が受託

者自身であつても即ち自益信託若くは委託者又は受託者以外の第三者であつてもよいが(即ち他益信託)——受益者である信託であつて此種の信託は結局私益信託(Private trust)である。之に反し特別なる目的を遂行する爲めにする信託

次に以上に述べた信託は信託法に所謂信託であつて從來我國に行はれ來つた信託行為(Fiduziarisches Rechtsgeschäft)とは全然異なるものである。就中信託法に所謂信託と賣渡擔保(Sicherungübertragung)とは其觀念を異にするものであるに拘はらず此兩者が同一の法律的構成なるかの如く議論せられるのは甚だ遺憾である。私は本稿に於て信託法に摘要するこの如くに謂ふことが出来る。即ち所謂信託と賣渡擔保との性質を詳細に議論する餘地を持たないが此二者の區別を簡単に指摘する。

信託の中で賣渡擔保に似た信託は私益信託であるが此私益信託に於ては受託者は受益者の爲めに信託財產を管理し又は處分すべきものであつて受託者は受益者を兼ねることは出来

ない（信託法第九條）從て私益信託にあつては「他人の爲めに」なる觀念は信託の成立に必要な條件である。然るに賣渡擔保にあつては財產權の譲受人（債權者）が賣渡擔保の目的物を管理し又は處分するのは債權擔保の爲めであつて債權の擔保は結局自己の爲めにするに外ならぬから賣渡擔保の場合には債權者から見て決して「他人の爲めに」なる觀念は存在せぬものである。

今信託法に所謂信託と賣渡擔保が性質上差異あるものとすると此に基いて二者の間に左の如き效力上の相違があることを見出すものである。

（一）信託に於ける信託財産は受託者が死亡しても其相續財産に屬せないが（信託法第十五條）賣渡擔保の場合では債權者たる財產權の譲受人が死亡するとき賣渡擔保の目的物は其者の相續財産を構成し相續人に移轉するものである。

（二）信託に於ける信託財産に對しては信託前的原因に因つて生じた權利又は信託事務の處理に因つて生じた權利に基くの外は受託者個別の債務其他如何なる債務の爲めにも強制執行又は競賣を爲すことが出来ぬが（信託法第十六條第一項）賣渡擔保に於ける賣渡擔保の目的物に對しては債權者である目的物の譲受人自身の個別の債權者でも之に對して強制執行又は競賣が出來ることになる。

（三）信託の場合に受託者が信託財産を失當に處分するとき受益者委託者等は其受託者に對して損失の填補又は信託財産の復舊を請求する

學內報

卒業式並修了式舉行

昭和三年三月二十日

文部大臣 水野鍊太郎

大阪府知事祝辭

本學學部第四回、専門部第四十回、附屬關西甲種商業學校第十三回、同關西大學第二商業學校第三回各卒業式並に大學豫科修了式を三月二十日午前十一時から本學千里山學舍講堂に於て舉行した。

定刻本學教職員、校友その他の關係者は固より、朝野貴紳の來賓多數參列の裡に開式、先づ松本學長の手から卒業證書、修了證書並に各種の賞狀、賞品が授與せられ、更に同學長の式辭（第二頁参照）、水野文部大臣、田邊大坂府知事、關大阪市長、手塚評議員總代、吉田校友總代の各祝辭、若林學部在學生總代、吉田專門部在學生總代、竹島關西甲種商業學校在校生總代、廣瀬關西大學第二商業學校在校生總代の各答辭があり、最後に學歌、校歌を合唱して盛大に式を閉じた。因に祝辭の主なるものを左に摘錄する。

文部大臣祝辭
卒業生諸子、方今文化の發達に伴ふて社會の組織漸く複雜に赴き、世局の推移、人心の變化得て測るべからざるものあり。是故に諸子活動の範圍亦益廣きを加ふ。是時に當り社會は斯界専門の知識と素養を以て社會に於て修得せる智德と素養を以て社會の

要求に應じ、新銳の意氣を抱きて將に大に爲すあらんこす、亦以て人意を強うするに足れり。望むらくは諸氏克く本學教養の趣旨を體し益學を究め身を修め國家有用の器たらんことを。

授與式を擧げらる。

惟ふに本校創立以來校運年々共に盛にしてその間幾多の人材を教養し文運の進歩に貢獻せられたるところ甚だ大なり。今又この盛典を擧げ更に有爲の人材を輩出せられたるは單り當校の聲譽たるに止まらず實に邦家の爲め欣賀措く能はざることろなり。

夫れ文化の進展は教育の振興に因りて青年の智德を向上せしむるに在り輓近世局の大勢愈文明の根柢を涵養するの最も緊切なるを覺ゆるの時に當り卒業生諸氏は多年研鑽を積まれ智德共に進み將に社會の實務に就かれんこす。諸氏の前途や多望なりと謂ふべし。冀くば諸氏益その志すところを操りて將來の大成を期せられ以て本學教育の本旨を完くせられんことを、一言を叙して祝辭と爲す。

昭和三年三月二十日
大阪府知事 田邊治通

尚ほ卒業及び修了者數並に成績優良その他の理由に依る受賞者數は左の通りである。

卒業並に修了者數

法文學部法律學科卒業者 四七名
經濟學部經濟學科卒業者 一三名
同 商業學科卒業者 三名
専門部法律學科卒業者 二〇八名
同 經濟學科卒業者 九六名
同 商業學科卒業者 一〇七名
二九名
一三四名
一三七名
二〇一名

大阪市長祝辭
本日茲に關西大學學部第四回、専門部第四回及び附屬關西甲種商業學校第十五回並に關西大學第二商業學校第三回卒業證書

受賞者氏名

學部卒業成績佳良に依る賞牌受領者	
經濟學部經濟學科	森川太郎
専門部卒業成績優良に依る賞牌受領者	
専門部法律學科	村田五一
専門部卒業成績佳良に依る賞牌受領者	
専門部經濟學科	大井芳一
同 商業學科	西川英三
同 文學科	遠藤鑑
卒業成績佳良に依る山本獎學資金受領者	
法文學部法律學科	小角太一郎
經濟學部經濟學科	森川太郎
専門部法律學科	坂之上秀一
同 經濟學科	石山豊太郎
同 經濟學科	大井英一
同 商業學科	今島實治
同 商業學科	八田西川英
同 商業學科	尾崎信
同 文學科	木谷薰
同 文學科	遠藤賢一
大學豫科修了者	磯田品三
同 文學科	沖中秀直
附屬關西甲種商業學校卒業成績優等に依る受賞者	萩原一
渡邊忠吉、玉井繁一、島村丈夫、北村賢一	



一、田中晴次、阪本重生
附屬關西大學第二商業學校在學年間皆勤に
依る受賞者
柴田徹士、端本利幸、江子多一、辻本栄
次郎、豐岡清孝、土肥健二、藤川魏
同 校卒業成績佳良に依る賞狀受領者
安藤大輔、岡田退一、山田傳太郎、後藤
同 校卒業成績佳良に依る賞牌受領者
柴田徹士、桂定一、田中利雄、民谷敬一
郎、山田傳太郎
同 校本學年間精勤に依る受賞者
川脇光雄外十二名
大阪商工中心會よりの受賞者
關西甲種商業學校 渡邊忠吉外二名
關西大學第二商業學校 柴田徹士外二名
三月二十三日午後四時から市内堂ビル清交社
に於て役員會を開き市内天神橋筋六丁目に新
築すべき専門部學舍の建築案を議決した。

臨時協議員會開催

三月二十八日午後四時から市内堂ビル清交社に於て臨時協議員會を開き數年に亘る繼續事業として専門部學舍新築費四拾貳萬圓の豫算を可決した。因にその第一期工事をして現在福島學舎に於ける學生を裕に收容するに足る建物は明年九月までにこれを完成すべく大學當局は着々その準備を進めつつある。

入學試験施行

本學年度入學試験を左の通り施行した。

學部

四月十日から十二日まで千里山學舎に於て

施行、學科試験科目は英語、獨語又は佛語、哲學概論又は法學通論、國語、西洋史の五科目であつた。問題の主なるものは次號に掲載する豫定である。

大學豫科

四月七、八の兩日千里山學舎に於て施行、

學科試験科目は英文和譯、和文英譯、日本作文、代數又は商業算術（但し商業學校卒業生に限り）であつたが、問題の主なるものは次號に掲載する豫定である。因に入學志願者數約七五〇名、内三百五十名に入學を許可した。
専門部
四月二日（學科）及び同四日（人物）の兩日に亘り福島學舎に於て施行、志願者約一千三百名中約六百八十名に入學を許可した。
教員囁任
今回左記諸氏を本學教員に囁任した。
學部講師
行政法 佐々木惣一 會社法、手形法 法學博士 竹田省 統計學 法學博士 末廣重雄 政治史、外交史 法學博士 齋藤常三郎 民法總則、強制執行 法學博士 武田鼎一 破產法 法學博士 井上直三郎 信託法、英法 法學士 本莊鐵次郎 英語經濟、特種經濟問題 プラスティック 法學士 正井敬治 英語 法學士 落合太郎 法制史 法學士 向健二 國際私法 法學士 正井正夫 商法總則 法學士 吉田一枝 英語 法學士 矢口孝次郎 セミナリー 法學士 木村禎喜一 商學士 法學士 木村禎喜一 國際經濟、交通政策、殖民政策 経済學士 木村禎喜一 經濟學士 木村禎喜一 商學士 木村禎喜一

外國政治書研究、

マスター・オ

平井淳一郎

商業經營學、商業實務

法學士

賀屋俊雄

交通論

法學士

河村宣介

哲學概論、哲學演習、心理、倫理

文學士

片山正直

經濟學史

經濟學士

古川武

國文學

文學士

新町徳之

英文學

文學士

堀守常

獨語、哲學演習

文學士

管正人

商業史

文學士

大坪一

大學豫科講師

文學士

英語、佛語

法制、英語

文學士

法學士

經濟、英語

文學士

法學士

英語

文學士

正井敬次

同

文學士

井上光一

同

文學士

大坪一

同

文學士

河村宣介

同

文學士

和田千一

同

文學士

武田鼎一

同

文學士

平井淳一郎

同

文學士

武田鼎一

同

文學士

井上光一

同

文學士

和田千一

同

文學士

武田鼎一

同

文學士

平井淳一郎

新學長就任

本學學長法學博士松本泰治氏は、昨年末より學長辭任を申出でられてゐたので、本學理事並びに協議員よりはひたすら氏の留任を懇請してゐたが、近來氏はその法律事務の方特に多忙となり傍ら關係してゐる公務の都合もあり、その辭意動かし難く、遂に本年度卒業式に臨まれたのを最後に辭任さることとなつた。就ては理事者側に於ては新に各方面に適任者を物色の結果、松本前學長推薦に依る、京都帝國大學教授法學博士仁保龜松氏を適任者と認め、同氏に新學長の就任を懇請した結果、その承諾を得て今回同氏は京都大學を離し本學學長に就任さることとなつた。

尙來る十八日始業式當日、氏は學長就任挨拶旁來學さるる由である。

本學關係代議士

過般行はれた總選舉の結果、本學關係者にて衆議院議員に當選された、岩崎幸治郎、勝田永吉、田中隆三、武内作平、内田信也、野田文一郎、清瀬一郎、廣瀬德藏諸氏の爲に關係者相寄り、本月五日午後五時より大阪ホテルに於て當選祝賀會を催ほした。當日は議員側より勝田、武内、廣瀬の三氏出席あり、極め

て盛會であつた。因に當日の出席者は左記の通りであつた。

板垣不二男、大鐘彦市、川崎齊一郎、垂水善太郎、黒田莊次郎、山口房五郎、増山忠

次、喜多村桂一郎、砂川雄峻、松山藤雄、

田川八郎以上諸氏

中村留學生の出發

既報本學留學生に決定した中村良之助氏は去る四月十二日多數先輩、學友等の見送を受け同日正午神戸出帆の郵船諭訪丸にて渡歐の途に就いた。氏は一路歐洲に向ひ當分フランスドイツの諸大學に於て專攻の地理學を研究する由であるが、吾人は茲に氏の前途を祝福するごとにその悲なき旅行と研學の大成を祈るものである。

堂に於て入學式を舉行し垂水理事から一場の訓示を與へるところあり、式後各教室に於て擔任教諭より必要な注意を與へた。

教諭囑任 左記の諸氏を新學年度から本校教諭に囑任した。

入學式舉行 四月五日午後五時から本校講堂に於て始業式を行ひ翌十日より各學年共授業を開始した。

學考査(人物、體格)を行ひ入學志願者約五百五十名中から約二百名選拔し入學を許可した

入學式舉行 四月五日午後五時から本校講堂に於て始業式を行ひ翌十日より各學年共授業を開始した。

新學期授業開始 四月二日午前十時から本校講堂に於て始業式を行ひ同七日より各學年共授業を開始した。

新學期授業開始 四月九日午後六時から大阪ビル職員親親會 四月九日午後六時から大阪ビルディング八階食堂に於て今回關西大學留學生として渡歐する教諭中村良之助氏の送別宴を兼ね一夕の懇親會が催された。出席者は增山喜多村兩關西大學事務理事、垂水主事、中村良之助氏始め教職員約四十名、デザート、コーカスに入るや垂水主事、増山事務理事、中村氏交換拶をなし午後八時盛會裡に散會した。

校友の面影

▲辯護士 前代議士 作間耕逸氏▼

(明治三十五年關西法律學校出身)

「自分は母校の前身と言ふよりも寧ろ舊名の關西法律學校第拾四回の卒業生に相違ない。大阪辯護士會長の吉田音松君、同辯護士横見珙二君、この程和歌山地方裁判所檢事を罷めて大阪の辯護士になられた永田良雄君(當時の舊姓沼尾君)金澤の辯護士平田金次君や大阪控訴院書記長の木下定次君達同期の同窓である。



作間耕逸氏

これは氏に請ふて得たその手記の一端である。氏は先にその多年國政に參與せる功により勳四等瑞寶章を受けられたが、氏が政界を勇退された間の消息については次の感想文に稍之を詳にするこ事が出来るやうに思はれる。

入り十三年再選されて本年一月に及んだのであるが民政黨の創立に參加せず、憲政會の終了と同時に無所屬となり、今回の總選舉には立候補せず政界を勇退して専門の辯護士に還元することとなつたのである。』

ぬ。文意明快、行動總て斷乎たる決意に從ふ

の人たる氏の御氣象の躍如たるものがある。

よく伸ぶ者の屈するに思ひ到れば機到つて更に勇歩を踏み出さむとする氏の颯爽たる英姿

描くが如く筆者の眼底に浮ぶものがある。更

めて申す程の趣味を有しない。只少許り俳句を作り和歌を好む位、但音曲を耳にするのはよりの樂みだ。この邊も政治家となるには或は不向かも知れぬ』と趣味を述べて因はれざる所を示してゐられる。

通信にて請ひたる氏の手記餘りに簡なる爲筆者の蒙氏を害ふなきやを懼るるもの

であるが氏の寛容幸に之を許さるれば筆者の方である。終りに氏の自愛加餐を祈り、層一倍の勞を邦家公共の爲に切望して止まざる次第である。

千里山俳壇

朝冷連

淀川の砂搔く舟に秋日かな
裸木に日あり堤の夕時雨
鮮やかに峯の起伏や雪の朝
霜さて雀ふくらむ庵かな
霜低く楓の柿の光りけり
讀岐

商三木津まさる

冬木宿出づれば四山雪の晴
冬木立馳け入る犬を呼びにけり
茶の花や三千院の岐れ道
糰すりや山茶花に雨到る日に
鶯の輪をはるかに我が日南は
松の風冬めきにけり天龍寺
咳きにつく天彦や冬木徑
山内に茶の花日和つゞきけり
冬の雨露の底の茨の實
うち晴れて隈なく落葉掃く日哉
丹波路やしぐれ明りの山つゞき
滿山の杉くろ／＼と霜夜哉
雲の影走る稻架月夜哉
須磨經塚に松の影おく冬日哉

白川千代治

白川千代治

株友内田重成氏貴族院議員に任せらるる

東京在住校友内田重成氏(明治二十二年關西法律學校出身)はこの度勅選議員として貴族院議員に任せられた。ここに同氏の爲めに慶祝の意を表するご同時に、氏が今後國政に盡瘁せられることを庶幾する次第である。(この項校友彙報)

直ちに高木益太郎氏の法律事務所に入り四十一年以來現在の場所に獨立開業し、大正三年初めて東京市會議員に選ばれ次いで市參事會員となり、九年衆議院議員に當選して憲政會

らぬ。

直ちに高木益太郎氏の法律事務所に入り四十一年以來現在の場所に獨立開業し、大正三年初めて東京市會議員に選ばれ次いで市參事會員となり、九年衆議院議員に當選して憲政會

直ちに高木益太郎氏の法律事務所に入り四十一年から遣りなほしたが圖らずもその年の辯護士試験に合格することを得た。受験者四百數拾名中及第者僅かに拾貳名で、その第二席を占めたのは可成りの優秀と謂はねばならぬ。

「兩鬼を趁ふて一鬼を得ずとは自分の過去にも當箇つた訓言である。これから政治家たらむことは一層の實力を備へねばならぬ。茲に實力とは辯力若くは財力と體力を兼ね備ふることだ。其上政務又は黨務に没頭する時間と有たねばならぬ。進んでは一身一家の生活を犠牲とし社會大眾の味方となりぬ。茲に實力とは辯力若くは財力と體力を兼ね備ふることだ。其上政務又は黨務に没頭する時間と有たねばならぬ。進んでは一身一家の生活を犠牲とし社會大眾の味方となりぬ。茲に實力とは辯力若くは財力と體力を

春泥や朝日輝く涼水のるむ柳の枝は空をさす鳴鳴くや月をあげたる比叡山追加
川岸にあげたる砂の艶かな里山俳句と朱記の事
川下やおぼろに燈し船がかり送稿先
當季雜詠募集
句數制限なし、用紙半紙、封皮には必ず「千

校友會春季大會

名古屋市東區千種町字元吉井二三井出方
關西大學校友會名古屋支部幹事松本駒吉、
平出脩吉、富田英雄

校友動靜

去る三月二十日學部第四回專門部第四十回卒業式終了後、午後五時から新卒業校友歡迎の意を兼ねて本學校友會本年度春季大會が市内北區中之島中央公會堂に於て開催せられた。

出席者は學長、專務理事その他本學役員を始め新舊校友約二百五十名、初め餘興の手品、曲藝等に打興じ後一同食卓についた。

デザート・コースに入つてから松本學長は立つて一場の挨拶を試み、本年度の校友會常議員を指名して滿場の拍手裡に着席した。次いで砂川協議員の挨拶あり、出席者各自歡談を交へ午後八時盛會裡に散會した。

當日決定した新常議員は次の通りである。

伊藤新治(昭三大法)、和田千一(講師)、高村久之助(明三九法)、内藤正剛(明三七法)、村尾靜明(明三七法)、村田吾一(昭三專法)、山崎敬義(大四大法)、木村森藏(明四一法)、森下政一(堆講師)、關豐馬(明四四法)
以上諸氏(イロハ順)

校友會名古屋支部春季總會



勝賀野鹿衛氏(明三四法)

此花區長より港區

石塚大藏氏(明三九法)
西淀川區長より東

去る三月十八日校友會名古屋支部にて春季總會を開催し、故大原支部長の後任として名古屋地方裁判所部長坂口清氏を滿場一致で推舉する所があつた。當日は母校より野村吉藏氏も參會し頗る盛會であつた。尙同支部會員名簿會則の變項事項等は後報ある由である。當日選任せられた幹事三名は左記の通りであ

木村 稔氏(明三九法) 南區主事より浪速
区長に榮轉された。

赤木 喜久三(大五專法) 西成區千本通三ノ二三

杉本 喜一(昭二專法) 東淀川區十三東ノ町一七

佐奈 正雄氏(明三六法) 東淀川區主事兼市

主事より西淀川區長に榮轉された。

西口 喜一郎(昭二專法) 泉北郡國府村大字肥子
赤木 喜久三(大五專法) 西成區千本通三ノ二三
杉本 喜一(昭二專法) 東淀川區十三東ノ町一七
松井 幸治(昭二專法) 北河内郡磐船村大字松市
野村 楠男(大三大一專法) 兵庫縣武庫郡御影町
東明貝尻五〇〇

五

校友逝去

昭和三年三月

名古屋市東區武平町四丁目一六
辯護士 大原敬藏氏

昭和三年三月十七日

此花區上福島北二丁目五

井上正章氏
大正五年商業學科出身

三島郡吹田町濱田町二七二一

林英次
西淀川區浦江町二六七〇二

原田滿

右詎音に接し謹んで弔意を表す
大正五年商業學科出身



校友會名古屋支部春季總會記念書

本年度卒業新校友住所錄

法文學部法律學科

伊藤新治 山口縣佐波郡和田村大字峠二二三
伊木貞市 神戶市東須磨大字宇上庄條一二
播磨卓 天王寺區勝山通一丁目三六二
原田滿 三島郡吹田町濱田町二七二一

丸山計一氏(昭二專商) 過般都合により第六十五銀行を辭し神戶市電氣局内共濟組合に勤務さるることとなつた。

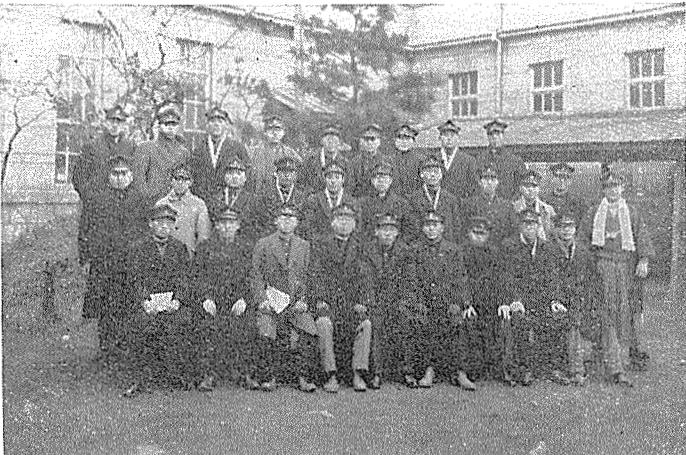
林英次 西淀川區浦江町二六七〇二
原田滿 三島郡吹田町濱田町二七二一

奥村常治郎 西區江戸堀通五丁目五
大塚重太郎 北區與力町一丁目七地
尾崎秀次郎 兵庫縣川邊郡小田村今橋太田五仙
田中恒次郎 西宮市濱脇町九〇

辛島甫 府下豊中村北通二丁目
釜野博文 神戶市兵庫須佐通五丁目二一
樺本信夫 西淀川區御島町一一六岡本方
田中恒次郎 西宮市濱脇町九〇

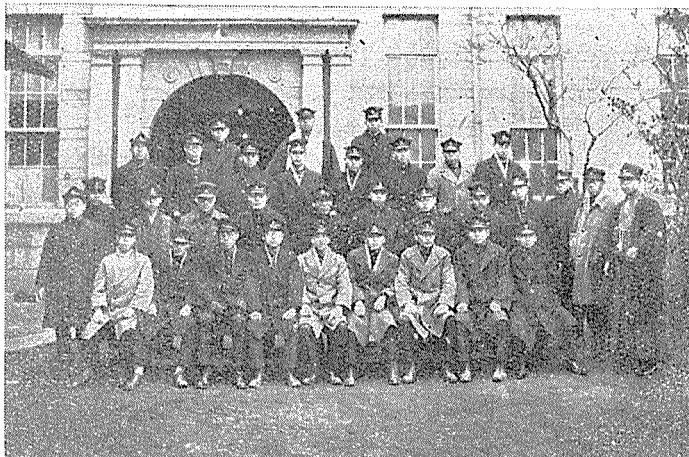
露口長一 住吉區住吉七八七
芦田文一(昭二專經) 西淀川區海老江町一五四
荻野義正(大三商) 北區堂島濱通二丁目東洋
紡績株式會社

辻野英太郎	中河内郡大正村字木野本	奥田敬三	北區神山町一二
中山寅造	天王寺區南日東町五七小松原方	壺田倫夫	市外吹田町濱田二七二四
和田豊二	三島郡吹田町西奧道場松藏方	栗並稔	港區池島町二丁目九二松和田方
前田愈	北區中野町五丁目三地	黒柳章	西淀川區浦江町四三九近藤方
宇都原砂	兵庫縣揖保郡綱千町	増子一巳	天王寺區細工谷町六九
野崎正雄	此花區中江町一七七	福田一郎	港區築港三條通四丁目五四
倉橋巖二	神戶市楠町一丁目五四增井方	近藤龍雄	兵庫縣川邊郡西村內小花宗近七
八澤俱好	市外吹田町泡町一〇〇九地	松本實造	平野櫛雄
福原章	武庫郡本山村野寄字七ツ塚	今藤弘三	豊能郡箕面村大字牧落四六一
藤本卯吉	東區瓦町一丁目九	甲賀徳男	尼崎市別所村一六四ノ一
小森竜	豊能郡箕面村櫻井四番通一丁目五	小角太一郎	天王寺區椎寺町八五
喜島秀太郎	北河内郡古宮村字ト三二	青木誠巳	三島郡吹田町片前二九三四
菊田慶太郎	港區九條北通一丁目一〇	相澤武二郎	東區瓦町一丁目二六佐々木高吉方
岸源左衛門	此花區中江町二二一地	北畠忠雄	北河内郡喜島北一丁目一三八
名劍浅次	此花區上福島北一丁目一三八	宮田平三	南區難波新地五番町五二
島田健治	東區宮原町四ノ三地	信貴信一	京都府久世郡佐山村佐山
清水正秀	豈能郡櫻井谷村南刀根山一九	森牧二郎	北區松ヶ枝町四一ノ二地
森平尙	北區松ヶ枝町四一ノ二地	稻垣順二	北河内郡古宮町六二四
森畦孝夫	京都市上京區出雲路松ノ下町一五	稻井義夫	東淀川區國次町二二四
角野庄平	多田方	石崎清	東成區鴨野町五六九
経済學部經濟學科	北區中之島七丁目九	伊良原覺	北區大深町二六鐵道省大阪改良事務所内昭和寮
林徳久俊次	住吉區天王寺町九五八	稻垣順二	此花區上福島北三丁目九五中川方
		一柳俊雄	豈能郡池田町二八五一廣瀬馥方
		林本逸郎	北區大深町二六鐵道省大阪改良事務所内昭和寮
		大田正之	大西武夫
		大林正次	大石勝
		大原清一	岡本龍三
		大堀義雄	岡本龍三
		大杉慈郎	東成區蒲生町一一番地
		大田正之	岸和田市宮本町一九七
		戸澤武	此花區上福島北三丁目三七渡邊方
		千才登治郎	東淀川區十三東町一九
		得居熊次郎	西成區粉濱東之町二丁目三四
		鳥井利之	東區北濱五丁目住友銀行本店外國
		藤後祐作	東成區中濱町一六〇
		戸倉要	神戶市橋通五丁目三八
		新田覺	此花區平松町一八足立ヤス方
		堀江啓二	西淀川區姫島町寅島一八八九番地
		西岡光一	東成區鶴橋木野町一七〇地
		牛澤武藏	神戶市西須磨下濱田五倉田宗市方
		西岡輝昌	天王寺區大道一丁目五〇
		西野福市	天王寺區下寺町三丁目四九今村方
		岩倉堅吉	北河内郡諸堤村大字三島二九一
		濱田土雄	西淀川區塙本町二三一地
		林義一	中河内郡布施町字東足代一七番地
		秦末雄	住吉區天王寺町二三二〇ノ一金森
		又一郎方	又一郎方



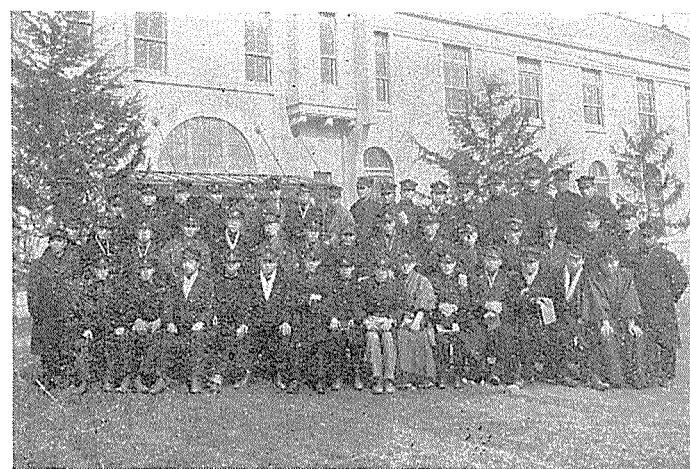
井本健一	此花區上福島南二丁目八〇
石井永之介	兵庫縣有馬郡三輪町三輪五五七
井上常義	堺市翁橋町箕谷作次郎方
岩倉堅吉	北河内郡諸堤村大字三島二九一
濱田土雄	西淀川區塙本町二三一地
林義一	中河内郡布施町字東足代一七番地
本年度學部卒業生	

鎌田滋彌	北區北扇町文化寮	中塚薰	尼崎市西本町五丁目西川方
河合光卿	西淀川區浦江町七〇一水谷方	中村好三	東區高麗橋三丁目一地
柿迫信一	住吉區北田邊町一七五	中村太助	住吉區天王寺町北島住宅二號
川端定治郎	泉北郡信太村大字尾井	長澤義雄	住吉區天王寺町一〇七五
加藤協一郎	東區今橋四丁目三菱銀行大阪支店	吉田峰藏	南區高津町四番丁二七地
川崎幸正	三島郡芥川村芥川家守路一方	吉田近義	神戶市外西灘村上野七九井上勇方
加藤正夫	北區梅田町鐵道省大阪保線事務所	吉田千代一	西淀川區大仁町二四六
吉岡好晴	泉州高石町北六一九ノ一	横田義德	兵庫縣川邊郡小田村大字杭瀬堂後
吉田近義	神戶市外西灘村上野七九井上勇方	吉見勝	此花區春日出町一五一ノ二九
吉田千代一	西淀川區大仁町二四六	横山高光	東成區林寺町四番地
高橋四朗	北區抱月町一丁目四一高橋寬方	高橋幸太郎	北區中崎町一七
谷口新太郎	西區土佐堀通二丁目六中井方	伊達彦太郎	北區市上澤通一丁目二三竹中方
田邊健四郎	北區老松町三丁目五三平尾廉平方	田中淑夫	此花區四貫島元宮町一地
伊達彦太郎	神戶市上澤通一丁目二三竹中方	玉野芳丸	天王寺區東平野町二丁目二六田原
横山高光	東成區林寺町四番地	横山高光	中尾長洋
高橋四朗	北區抱月町一丁目四一高橋寬方	高林幸太郎	北區高津町六番丁三九地
谷口新太郎	西區土佐堀通二丁目六中井方	田邊健四郎	北區中崎町一七
田邊健四郎	北區老松町三丁目五三平尾廉平方	伊達彦太郎	北區市上澤通一丁目二三竹中方
伊達彦太郎	神戶市上澤通一丁目二三竹中方	田中淑夫	此花區四貫島元宮町一地
横山高光	中尾長洋	玉野芳丸	天王寺區東平野町二丁目二六田原
高垣博行	北區中野町二丁目一七三	横田八郎	植村信三
田坂茂夫	西淀川區海老江町二〇五菅德郎方	上床定夫	植山信太郎
田仲實	西淀川區大仁町三一	有年彌一	白井勇
竹内敏雄	北區梅田町一九地加々美忠住方	植田八郎	植村信三
多久和良三郎	尼崎市西灘村三四八ノ二	上床定夫	植山信太郎
竹内將英	神戶市千才町一丁目三地	尼崎市西灘村三四八ノ二	白井勇
田代屯	市外岡町櫻塚四五	野田靖正	白井勇
田淵繁	此花區上福島北一丁目福島館內	豊能郡豐中町一二三五十五銀行	植田八郎
塚本正一	三島郡吹田町之前八九九	隈田健次	豊能郡豐中町一二三五十五銀行
塚田強	神戸市平野楠谷町一五ノ二	豊能郡豊中町一二三五十五銀行	隈田健次
辻辰三郎	北區中崎町三六	豊能郡豊中町一二三五十五銀行	隈田健次
瀬川直市	港區八幡屋元町一丁目二八辻本方	安田宗俊	北區佐藤町一八、三井館内
申塚賢治	北區中崎町三六	山本正夫	中河内郡高井田村森河内川北社宅
楠木堅	此花區上福島北一丁目福島館內	山本潛	西成區旭北通一丁目二二〇盤杖榮
楠木堅	北河内郡三郷村東橋波九一九	寺道廣	西淀川區御幣島町三六三
九徳益三	北區東野田町三丁目四五番地	寺道廣	北區黑崎町六〇小金丸方
工藤義正	豐能郡豊中町一七一田畠来	荒木義雄	此花區上福島北三丁目九四、三浦
東方猛	吉方	後藤武夫	此花區下福島一丁目一一倉本方
赤木光造	此花區上福島北一丁目一五	近藤傳一	西淀川區大和田大和田紡社宅
北區東野田町九丁目九三小野方	吉方	寺井平次	西淀川區御幣島町三六三
山地重雄	西淀川區姫島町五八一ノ一	天野猛	南區北桃谷町六二古川五十鈴方
山田悟算	豐能郡莊内村大字牛立三五地	明田良造	東淀川區本庄西通三丁目一八
山口茂樹	東淀川區木川町一〇八	足立一郎	此花區吉野町一丁目四一ノ二植村
東方	赤木光造	赤尾保	神戸市桶町三丁目三番ノ七田中
猛	此花區上福島北一丁目一五	安藤一郎	東淀川區本庄西通三丁目一八
北區東野田町九丁目九三小野方	吉方	天野猛	泉北郡北上神村大字三木閉一
東方	赤木光造	明田良造	此花區吉野町一丁目四一ノ二植村
猛	此花區上福島北一丁目一五	足立一郎	泉北郡北上神村大字三木閉一
北區東野田町九丁目九三小野方	吉方	赤木光造	南區空堀町四六



本年度専門部法律科卒業生

坂之上秀一	西區土佐堀通二丁目八深川方
佐藤保男	東淀川區今里町二五七
佐々木勝也	西宮市用海町一〇五
坂田佐一	東區東雲町三丁目二四二橋本方
佐藤貫治	明石市二番町三三八
澤岡森之助	瀬谷八幡屋浮島町一丁目二二一書
佐藤英敏	北區堂島濱通二ノ二控訴院官舍
木下繁	前澤內
笠山藤市郎	浪速區東神田町八六五橋本方
北政太郎	神戸市寺田町二丁目一四ノ八二
銀島萬作	南區内安堂寺町一丁目六五南法律事務所内
北岡致格	天王寺區勝山通一丁目東立寺方
溝部秀光	神戸市下山手通六丁目二二〇德平賢一方
南清	此花區上福島北三丁目二三二武田方
宮元民之助	天王寺區上汐町二丁目四四ノ一三
南禎三郎	北河田郡友呂岐大字三井
宮岡定光	東淀川區今里町二五七福井榮吉方
斯波勉	堺市東之町東三丁目一地
品川武信	豊能郡小曾根村大字長島二九九〇
志村一雄	西淀川區浦江町六九八地
紫田保	三島郡千里村字片山
島村芳雄	此花區上福島北二丁目三山田方
執印正俊	此花區島屋町四〇六松下方
島義男	住吉區天王寺町二三四七
日高清	西淀川區大仁町一二三
廣瀬長	明石市上ノ丸一丁目五一
森田隆介	東區森之宮東ノ町四二三山田方
森井一己	港區千島町四一



森旦盛	神戸市福原町一〇九ノ二
森川平太郎	東淀川區十三西ノ町二三三
伊藤秋三	北區堂島中一丁目一六大阪商業通
毛利義貞	西淀川區野里町一〇四九
日代榮吉	泉州郡高石町羽衣三九
關徹夫	神戸市塚本通五丁目一七ノ一八伊
澤音市方	澤音市方
隅谷三三郎	東區岡山町三四一市川龍太郎方
本年度専門部經濟學科卒業生	
伊東辰雄	北區西堀川町三〇地
岩田善男	浪速區反物町一三五三
猪川俊夫	住吉區平野住吉町一一頬谷佐一方
井澤茂	兵庫縣川邊郡小田村潮江宇前田二
猪川俊夫	住吉區平野住吉町一一頬谷佐一方
井澤茂	兵庫縣川邊郡小田村潮江宇前田二
伊秀夫	東淀川區本庄川崎町五丁目一
石橋鋼四郎	東區小橋元町一〇一
濱路正久	西淀川區浦江町七一〇中野方
濱田勝平	此花區玉川町三丁目二五一金澤方
八田蒸	福井縣鯖江町上深江六八
早川信男	東成區中道町一一八
橋詰増吉	西成區津守町一四二
林豊作	北區空心町二丁目七九
西代幹	此花區上福島一丁目二四
西垣正吾	西區本田町通二丁目一〇六
西田政之助	兵庫縣川西町榮木二四藤井方
西田義介	三島郡吹田町西ノ庄西田大次郎方
西本信三	港區九條二丁目二釜谷方
堀本義登	神戸市荒田町三丁目一一二
大平義雄	西成區旭南通四丁目一一五一
大井英一	此花區四貫島宗安町一〇小谷方
岡田武敷	此花區春日出町北造住宅一號ノ五
奥辰雄	北區北扇町五六文化寮
尾平擇	中河内郡八尾町八尾
大塚例	此花區上福島北二丁目一五社方
尾高清吉	三島郡吹田町濱之町四五五
岡村留雄	神戸市磯邊通四丁目九三
渡邊榮	此花區上福島北二丁目清靜館内
渡邊順一	東區大川町九五佐野シゲ方
和田忠義	港區南泉尾町一丁目九五
川上繁次	兵庫縣川邊郡小田村潮江宇前田四
柳田啓太郎	尼崎市西屋敷一番町六二五
山室茂雄	兵庫縣川邊郡小田村潮江宇前田二

専門部經濟學科	
今島實治	東淀川區十三西之町九六工藤方
今井長二郎	堺市大町東二丁一六地
石原才榮	港區魁町五丁目一九中川寅吉方
金子篤久	西淀川區浦江町六九八
池田幾久	兵庫縣川邊郡小濱村米谷木戸五地
伊藤秋三	北區堂島中一丁目一六大阪商業通
信社内	
川合作一	港區南市岡町一丁目六
川上孝則	西成區橋通九丁目一三一三
柏谷榮一	住吉區平野住吉町一一地
片岡熊雄	此花區上福島南一丁目一三〇鹽尻
吉田謙三	港區壽町二丁目三一虎尾正男方
米田數男	北區岩井町二丁目五〇橋詰昌緒方
吉川米次郎	西區本田通三丁目一地ノ一
吉田金雄	西淀川區大仁町二三七後藤爲太方
高橋將三郎	北河内郡三郷村西橋波五七二
瀧川松太郎	奈良縣生駒郡三郷村大字立野二三〇
高島安三郎	兵庫縣川邊郡山田村常光寺大阪合
高岡忠三	同紡績株式會社神崎支店內
高岡忠三	港區九條中通三丁目二九九
高岡忠三	中河内郡英田村吉田二二二高田
高岡忠三	高岡忠三
曾我部收	福岡市住吉區鐘紡川口社宅山本方
辻木浩三	兵庫縣川邊郡小田村長洲字北友二
八	
都築直太郎	此花區今開町二丁目三〇池田方
中西一郎	神戸市下澤通七丁目一二八吉田方
中西陽吉	此花區下福島二丁目六七
竹林善三郎	中河内郡英田村吉田二二二高田
方	
村岡慶喜	住吉區阿部町二一〇
村上義雄	西淀川區浦江町七五九小島方
田村民哉	豊能郡豐中町南通三丁目
上坂榮治	東淀川區十三東ノ町
草間基男	兵庫縣武庫郡御影町平野一五八一
山部寛	豊能郡豐津村垂水成連寮
山内正義	東淀川區豊里菅原町一三四
山本清市	豊能郡箕面村平尾
山室茂雄	尼崎市西屋敷一番町六二五
ノ二	

山成勝一 天王寺區烏ヶ辻町五二、十五銀行

山口宜夫 西成區花園町三ノ六七

宅

前田三郎 南區上本町二ノ二四

松本久米一 西淀川區浦江町五七七ノ一中村方

藤原定雄 北區澤上江町五丁目七三田中方

藤川利彦 神戶市雲御所町一

近藤隆雄 西淀川區海老江町一一四六

是枝潤一 豊能郡豊中町十五銀行寄宿舍

近藤高明 西區立賣堀北通四丁目二

安西信正 神戶市五番町七丁目四ノ一

阿部寛 港區五條通一丁目一〇和田進方

赤木榮 神戶市川西通二丁目二五原勳三方

澤野芳雄 東淀川區中津南通二丁目二

阪本彌市郎 東區舟橋町五六

酒井輝彦 東淀川區本庄東通四丁目二七

阪口清司 尼崎市別所村八六〇地

佐伯三郎 豊能郡千里山四條二番町森方

酒井種造 東區生野國分町七五

木原吉一 奈良縣生駒郡富雄村大字三碓山口

三宅英男 市外豐中町十五銀行寄宿舍內

宮本明雄 北區中崎町一二二

美甘久雄 北區堂島中一丁目四一藤田方

島村猪之助 神戶市氷室町一丁目六九

正司雄三 三島郡吹田町旭町一〇一六

島岡清 西宮市字上蘿原云、三葉甲陽寮內

清水敬三 南區櫛町通二丁目五上野製糖所方

清水勝彦 東區山之町下町一二四

白川清 港區九條南通二ノ一六二森田方

門田收夫 豊能郡豊中町大字新免六一八

本家喜一 神戶市荒田町二丁目二八四ノ二

石本武雄 兵庫縣川邊郡小田村竹ノ花一〇六

専門部商業學科

大阪合同紡績會社神崎支店社宅一
ノ三



伊坊信一 岸和田市堺町六二
稻森信吉 熊本歩兵第十三聯隊主計兵
飯田卯一郎 中河内郡高井田村森河内四三
伊藤軍一郎 兵庫縣印南郡東神吉村西井口一四一
濱崎潔 東淀川區中津南通三丁目三三
早瀬和夫 名古屋市東區元古井二五八
羽矢崎質 港區二條通四丁目三九田中菊方

本年度専門部商業學科卒業生

豊岡博保 東成區別所町四七七

鳥羽秀雄 合資會社内

徳野正 此花區四貫島旭町三丁目隆和炭業

中山信次郎 西淀川區浦江町三二五

中西孝一 東成區中道町二六奥澤方

尾崎信夫 兵庫縣川邊郡小田村大字今福大田

大塚豊 兵庫縣川邊郡小田村今福大田五仙

岡野弘之 田方

北區中野町三丁目九三謙館内

大島峰太郎 天王寺區堂ヶ芝町一〇二日吉平吉

長村眞一 方

堺市中町東一丁堀畑德治郎方

小椋源三九 豊能郡櫻井谷村宇南刀根山

小田均 岡山縣淺口郡鴨方町木庄

脇本正太郎 西區轍中通二丁目四番地

上中義雄 住吉區天王寺町二七一六

桂德衛 西淀川區海老江町一ノ九六

河合省三 富山市燒中町七九

河原本利雄 此花區新家町二丁目七九

河原本利雄 豊能郡池田町小西藏藏方

神納庄一 北區興力町一丁目二八

賴經壽 兵庫縣武庫郡大社村甲陽園大棚方

吉田輝 此花區西島町北港住宅一四六ノ一

吉田光 此花區西島町一〇〇ノ一

高橋美壽夫 住吉區天王寺町一三八

高橋政丸 西淀川區海老江町二九〇高橋亘方

高谷幸吉 三島郡芥川村字芥川三八四

龍首一雄 兵庫縣武庫郡六甲村八幡濱田一三

谷口宗一 西淀川區浦江町八八大島方

竹中一夫 北區東野田町五丁目七二

高部和男 北區曾根崎中二丁目三

田代孝此花區上福島北一丁目三九、三村

堤正義 北區金屋町一丁目五番地

中橋德藏 兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾宇東鳴尾

申山信次郎 六一

西淀川區浦江町三二五

申西孝一 東成區中道町二六奥澤方

申村義雄 此花區中江町二七番地

申村猛 神戶市兵庫須佐野通六丁目四八番

申屋敷 神戶市花隈町三四二

申中島義一 漢港區尻無川北通三丁目二八番地

申宇野利男 港區音羽町二丁目二地平本正之方

申右遠榮一 東區北久太郎町一丁目二三

申碓井嘉久藏 西淀川區佃町二五八

申村上輝德 神戶市花隈町三四二

申中島義一 港區音羽町二丁目二地平本正之方

申上田辰藏 豊能郡池田町上池田三三二〇番地

申宇仁季雄 明石市大藏町七丁目二四四五

申信原照夫 兵庫縣小田村今福太田五仙田内

申國政衛 東淀川區十三西ノ町四〇、三宅内

申熊谷好 港區新池田町二丁目四六番地

申倉重政直 中河内郡長瀬村宇金岡三番地

申碓井嘉久藏 西淀川區佃町二五八

申村上輝德 神戶市花隈町三四二

申中島義一 港區音羽町二丁目二地平本正之方

申山本誠一 東區京橋三丁目一井上宗太方

申山部吾一 住吉區住吉町帝塚山藤田銀行社宅

申山田市雄 北河内郡四條村大字寺川

申黑崎英夫 漢速區舟出町二丁目一渡月堂製

申菓株式會社 菓株式會社

申安田淑二 神戶市湊川町三丁目一一番地

申山本誠一 東區京橋三丁目一井上宗太方

申松廣末 松東淀川區長柄西通二丁目二四番地

申松井重一 南區高津町二番町三番地

申松永善光 天王寺椎寺町八五小角太一郎方

申松本捨吉 東區森之宮西之町六〇九番地

申嚴斗榮 東區南本町一丁目竹村商店寄宿舍

申深見市平 西區川口町一四ノ乙東洋捕鯨會社

申藤井藤三 北區曾根崎上二丁目二八寶井方

申伯 本家喜一 石本武雄 兵庫縣川邊郡小田村竹ノ花一〇六

近藤寅三郎 神戸市古湊通一丁目一一ノ二三一

國米龍夫 此花區上福島北一丁目一一九土井

小松原三郎 東淀川區三國本町三三三

遠藤清四郎 西區立賣堀北通四丁目二近藤方

出來島丑藏 此花區玉川町二丁目二

阿部博 此花區西春日出町一五一ノ二〇

青木秀作 西區川口町東洋捕鯨會社内

天野律司 西區江戸堀北通二丁目二三水野方

安藝實 北區此花町二丁目四三

佐野武雄 西淀川區浦江町六七四堀三木藏方

坂本定義 此花區上福島北一ノ六一

木下虎一 滉速區久保吉町二二八一新田帶革

製造所

木津勝 東區清水谷西ノ町二四九服部方

北尾友治 西淀川區浦江町六二九

岸本新太郎 此花區春日出町中三丁目二番地岸

宮崎義弘 三島郡吹田町西之庄二五八三松崎

三輪喜三郎 西淀川區海老江鼻川町一五五三ノ

南野教光 北河内郡九個莊村大字黒原

右田利一 東區博勞町二丁目一五第一徵兵館

大西興次郎 北河内郡九個莊村大字黒原

下村監佐 天王寺區筆ヶ崎町一九中谷方

廣内誠一 此花區上福島中一丁目高室方

久松鹿治 東淀川區國次町三二三宮本方

關忠顯 港區桂町一丁目三番地

妹尾千代治 西成區有樂町四七西川宅

吹田清太郎 兵庫縣西宮市鞍掛町五三番地

末岡種藏 西淀川區佃町一六七番地

菊地信三 東成區鳴野町六四二番地辻井方

専門部文學科

磯田賢二郎

住吉區千体町一六南方

濱島久義

北區東野田町一丁目五

原田正男

西區江戸堀北通二丁目九

細坪重吉

天王寺區生玉町六八布村方

高崎巽

北區北扇町二ノ一

橋利雄

此花區恩貴島本町二〇二酒卷方

多治見眞孝

浪速區西關谷町二丁目一六番地

名迫軍治

泉北郡瀧寺町下石津九六二住野方

中道正雄

住吉區住吉町一二七七番地

海野圓城

兵庫縣有馬郡瀧村宇生瀬大石内

柳川兵藏

天王寺第六小學校

松本實道

奈良縣生駒町寶山寺内

藤原利劍

此花區上福島北二丁目七二西田方

福本好吉

南區内安堂寺町一丁目七二番地

古川好清

此花區上福島北二丁目七二西田方

三輪喜三郎

西淀川區海老江鼻川町一五五三ノ

白川友三郎

住吉區住吉町三九四地ノ六

杉本信雄

兵庫縣川邊郡小濱村米谷二七

千里山山岳部報

三月十九日、月曜日、早朝より登山日和なり

一行六名は阪急上箭井終點に集合し摩耶登山

をなす。右に曲り左へ行き坂道を昇るこ約

一時間やがて高原に到着、部員一同暑い暑い

で汗の水、此の上登れば體内の水氣がなくな

る怖れがある。故にケーブルに乗つた。三時

半摩耶のミカド出張店にて一休憩をした。

タンサン水を飲む者、ソーダ水を注文する者

コーヒー、ココアを食ほるもの等各思ひ思ひの

態である。それより一息入れて又元氣に登山

こ出掛ける。

きざはしの麓にてカメラに入る。石段の數は

驚くなかれきざはしのみが三百二十七、全部

で五百六十二、摩耶へ参詣して鐘を鳴らす者

も若干あつた。午後六時降山、五月庵にて又

休息。それより一路上箭井へ出で、いつぞや

行きし諫訪山温泉に一あびして午後九時解散

した。因に一行氏名は次の通りであつた。

廣畠、津田、藤井、吉村、片瀬、廣田（廣田

君報）尚一行は何れ今月上旬紀州方面へ出掛けた筈の由である。

皇陵崇敬會報

第二十四回例會——去る一月二十九日、昭和

新春の一日を利用して萬葉集に、

敷妙の袖かへし君玉だれの

越野に過ぎぬまたも逢はめやも

ごある有名な越野地（高市郡阪合村）附近の皇

陵並に萬葉歌枕を探ねて、本學年最後の例會

こするこござした。一行は大軌上六終點に參

集、午前八時過ぎ出發し樺原神宮前に下車し、

先づ、第一代神武天皇敵傍山東北陵に參拜し、

一層神神しく感じた。次いで、綏靖天皇桃花

鳥田丘上陵、孝元天皇劍池島上陵、天武天皇

槍隈大内陵、文武天皇槍隈安古岡上陵、欽明

天皇槍隈阪合陵、宣化天皇身狹桃花鳥坂上陵、

倭彥命身狹桃花鳥坂墓、安寧天皇敵傍山南御

陰井上陵、懲德天皇敵傍山南纖沙溪上陵の諸

帝陵に參拜し益敬神の念を深めた又久米寺に

參拜する。此處は真言宗にして寺傳に聖德太

子の弟久米皇子の創建あり、本尊藥師如來

は聖德太子の作と傳へられて居る。それより

樺原神宮に詣づ。官幣大社にして神武天皇、

媛踏鞴五十鈴媛皇后を祀る。祭日は二月十一

日（紀元節）にして明治二十二年神武天皇の

跡を標せん爲に建立されたのである。以上で

豫定のコースを終つたので五時過歸阪した。

尚當日午後六時より大軌ビルディングに於て

第三回總會を開催し、會長小泉教授並びに本

會名譽會員考古學研究家八木博士の御來會を

願ひ河村教授その他の興味深い講演があり、

又會員の意見を述べる所あり、終りに本會役

員の改選を行ひ盛會裡に閉會した。

出席者——小泉教授、河村教授、八木博士、若松

新吾氏、齋藤漢、山崎正藏、溝邊文和、奥川武

郎、浅利猪一、小田切酉、德谷英治、竹若隆三、

平井三郎、藤本武助、石川彦作の諸君

た。

因に當日役員改選の結果は左記の通りであつた。

役員 會長 小泉教授、副會長 山本順應氏、入

江賢壽氏、相談役 河村教授、齋藤漢氏、幹事

江淺見敏郎（商二）、溝邊文和（豫三）、奥川武郎

(豫三)、湯川政一(豫二)、浅利猪一(豫二)、小田切酉(豫一)、稻垣三郎(豫一)の諸君

(訂正)、昭和三年新年號(第五十五號)の皇陵崇敬會報の記事中第十三行目に六百米あるは六百尺の誤りに付き此處に訂正す)

史蹟探査會報

去る一月二十二日考古學研究家八木博氏の發起にかかる府指定地、中河内郡孔舍衙村字日下の貝塚建碑式が午前十一時より石切劔箭神社社司木積究雄氏司式の許に行はれた。當日は、考古學者、研究家並びに名士多數參集され、各玉串を捧げて盛會ならしめた。

閉式後日下小學校に於て記念講演會が催され、發起者八木氏先づ挨拶をして貝塚發見に就て所感を述べられ、次いで京大教授島田貞彦氏、龍大教授魚澄惣五郎氏、大阪時事新報社主筆土屋元作氏の諸氏が興味深い考古學上の講演をせられた。因に當日の參加者は左の通であつた。

齋藤漢、溝邊文和、奥川武郎、平井三郎、竹芳三郎、藤本武之助の諸君。

廣告研究會報

千里山學舍内に於ける本學學生廣告研究會は左記の如き計劃の下に同會本年度の事業を行はんとしてゐる。廣告に關する一般的並に専門的智識の獲得は、商戰場裡に飛躍せんとする者のみならず一般人士にも極めて必須なることである。同會ではこの必要を痛感し進んで廣告に關する研究を爲さんとする本學學生諸君の入會を切望してゐる。

一、廣告研究題目「廣告戰の計畫と實行」
廣告研究會本年度第一事業

大阪歐文堂計畫部長

森崎善一氏

二、プライヴェート指導

(附記) 1、右講座開講日時及教室は學生控室に發表す。2、會費は月五拾錢で新會員は外に入會金五拾錢。3、尙其他詳細は千里山商三教室内同會本部に照合のこと。

千里山相撲部

山錦關勸進元東京相撲觀覽 本月一日西淀川區

大仁に於ける山錦關勸進元東京大相撲晴天一日興行を機として山錦後援會長本學校友後藤

武夫氏、本學事務長松山藤雄氏その他の斡旋

に依り本學相撲部員並に同部先輩一同之が觀覽に招待を受けた。

當日は相撲部先輩小角太一郎氏、津田敏郎氏、竹田繁七氏、平野尚氏、並びに相撲部顧問賀來講師、同マネザヤー碇勝君以下部員一同出席之が觀覽をなした。相撲終了後、一同土俵上に集まり、後藤氏の斡旋により千里山相撲學相撲部新舊部員懇親會を開催した。先づ後藤武夫氏の挨拶あり、次いで山錦關の答辭あり、碇マネザヤー相撲部員を代表して謝辭を述べ、前相撲部マネザヤー小角氏の挨拶あり、後藤氏の發聲にて、天皇陛下萬歳を三唱し、山錦關の發聲にて本學相撲部の萬歳、垂水理事の發聲にて山錦關の萬歳を三唱しこと乾盃して薄暮散會した。

故和藥氏 遺族より
關大野球俱樂部に選手獎勵基金寄贈さる

本學學部第二回卒業生にして現野球部創立以來の後援者であつた故和藥榮三郎氏の遺族より關西大學野球俱樂部基金として金壹千圓也を同俱樂部へ寄贈せられた。同俱樂部では之を永遠に記念し、永くその厚志を表する爲、母校野球部選手獎勵基金に宛て春秋二季打擊賞及び守備賞をその最高率の選手に贈呈するこに決定した。(關大野球俱樂部幹事田中君報)

籃球部新設に際して

球技の起源とその眞髓

陸上競技部 松葉徳三郎

我が學界に光輝ある長き歴史を有して、年年歲歲その健實なる發展振りを千丘ヶ丘上に表せる自由の學園こそ母校我が關西大學である。その丘上に巍然と聳ゆる幾棟の學舎には血潮高鳴り、歡喜の日光浴び乍ら究學にいそしむ、時に跳ね、時に躍りて青春の芽生へを若き日の思出のページに織込んでゐる幾千幾百の健兒が居る。

彼等こそ真に愛する我が關西大學を雙肩に荷つて立つべき兄弟である。が然し惑星の如き現今各運動部の發達を齎したのは本學先輩の涙ぐましき犠牲的勢力が然らしめたるは勿論なれども一面學校の懸焉なる盡力と篤志家某氏の厚意の結果である事は今更私に喋喋とするまでもない。

各運動部の躍進、今や我が大學各種運動部の躍進振りは實に目覺しく、此の關西ゾーンに於ける運動競技部に重鎮の地位を確保せざるを得ない。

所であるこの秋に當り獨り我が學園に籃球部の無きを遺憾とし、又一時は光輝ある昭和第三春を永遠に記念せんが爲め籃球部を新設する事になつたが未だ充分なる経験を有せざるに拘同好諸兄の願ひを容れて不肖私が發起者たるの光榮を受ける事になつた。

この好機會に三度の食事よりも數倍好きである陸上競技練習の暇暇に研究した籃球技の起源と眞髓を簡潔に記して發起者としての御挨拶に代へる

次第である。

籃球誕生の米大學に就て——バスケットボールは北米マサチューセッツ州ボストンの西南を七十哩離れたスプリングフィールドと云ふ閑静な一小都市にあるスプリングフィールドY.M.C.A體育大學で

誕生した。學舍は街の風塵と煩雜から遠く離れた細長いマサソイットレークの四圍を巡つて繁茂する森林の間に點在してゐるゝ聞く。籃球は斯の如き風影絶佳の學舍より生れたのである又現今米國及カナダの全土の實力ある有名なる體育指導者及體育管理者は大抵之の大學の出身であり、我々の常と思慕する世界的有名なるシカゴ大學のスタッフ或はグレー英國のコス其他獨佛伊芬等の有力なヨーロッパ體育指導者の多くは同大學の卒業生である。

米國體育の源泉、現在行はれつゝある米國の學校體育或は社會體育の源泉は凡て之の大學より端を発してゐる位非常なる權威を有してゐるのである所である。有名なる大學に昨年本學經濟學部を卒業された石渡俊一君が在學して體育學を研究して居らるゝ云ふ事は前途ある我が大學運動部の誇りとする所である。籃球は今より三十六年前即ち一八九二年スプリングフィールドY.M.C.A體育大學教授ゼームス、ネー、スマス氏によつて發案された。その發案の動機は冬期間中に於てはフットボール以外に行ふべき競技なき爲め降雨の時は止不得フットボールの補助運動としてジムナジアムにてボールを投げ合ひ練習されたものであるが之のみに果實の籠をギヤラリー(體育場上の觀覽席)に取付け其の籠をボールを投げ入れ、ボールを投入した方を勝としてゲームを行つた、その初期に於ては十人にてプレイされたが人數多過ぎる爲め充分なる興味が起らざる故九人に改良され、その後又八人に改めて競技を續行し漸く面白味も多少出来たるを以て學生間で歡迎される様になつたが未だ完全ではなく爾後改良に改良を加へ、競技規則をも制定し、又競技人員を五人に改めてプレイする事になつたが當時のゲームは殆んど同大學のみにて行はれ、一九一九年頃より東部諸州に於て盛んに演技され次いでミッドル、ウエスト(シカゴ、ウイスコンシン)方面に傳はり、一九二四年に至り漸く立派な競技として認められ、遂に今日の如く米國全土に於て盛んにプレイされる様になつた。

此の球技を創案したゼームス、ネー、スマス氏はアイオワ州立大學を卒業後スプリングフィールド體育科に學び、二ヶ年に於て卒業し直に同校の教授となつた人である。

然して法人の行爲はすべて機關の行爲に依るものであり、機關が機關として爲したる行爲は総令不法行爲なりとするも、その法人の行爲として法的効果を生ずべきである。即ち法人は不法行爲能力を有するのであるが、民法第四條は直ちに國家に適用し能はざることは前述の如きである。故に更に進んで、官吏の不法行爲が國家の行爲として有效なるものなりや否や即ち國家に不法行爲能ありや否やを考察せねばならぬ。之に對して消極説は曰く、

「官吏が國家の行爲を代表するは國家の委任によるものであり、國家は官吏に對して不法行爲を爲すべく委任するの理由なし。若し官吏にして不法行爲を爲したる場合はそれは委任外の行爲にして、從つて官吏の不法行爲は國家の不法行爲として有效なるものに非ず。」²

即ち國家に不法行爲能なしとする。かくの如きは、社會生活上の單位なる社會事實を没却したるの見解なり。蓋し官吏は國家の機關にして國家と代表關係に立ち、いやしくもその權限内に於て爲したる行爲は總て國家の行爲としてその法的效果を生ずるのは事實であり、縱令夫が不法行爲なりとも國家の行爲として有效なることは明白である。即ち國家は不法行爲の主體たり得るものにして、官吏が私法上の職務執行行爲に因り、私人に損害を與へたる場合には、國家は民法第七〇九條の規定に依り國家自身の不法行爲として、直接に私人に對する賠償の責を負ふものである。第三説を以て當る場合に於ては、官吏が私法上の職務執行行爲に因り、その賠償責任は民法を以て當を得たるものと信ずるのである。

二、公法上の職務執行行爲に因る場合

この場合に於ては、官吏が私法上の職務執行行爲に因る場合とは異り、その賠償責任は民法を以て當すべきは論を俟たざるところである。然るに之に對しも反對説あり、即ち不法行爲を以て絶対に民法上の觀念なりとの見解を探るものである。曰く、

「不法行爲に付て公法上の不法行爲と私法上の不法行爲との區別を認むるを得ず。不法行爲は私法上の行爲を執行する場合にも生じ、又公法上の行爲を執行する場合にも生ずるが、一度不法行爲とならざるやこれすべて民法上の不法行爲にして、いやしくも不法行爲なる以上は公私との區別あることをなす。」³

従つて不法行爲に付ては常に民法の不法行爲の爲を執行する場合にも生ずるが、一度不法行爲となるやこれすべて民法上の不法行爲にして、いやしくも不法行爲なるべきである。

規定が適用せらるべきであるとする。

思ふに民法の適用の範囲は、当事者の資格に依りて、定まるものに非ず。雖も、法律關係の性質によりて、自ら截然たる限界あることは論じるまでもない。

従つて不法行爲に付ては常に民法の不法行爲の爲を執行する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

法第八三九條に依りて官吏に賠償責任ある場合には、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

従つて不法行爲に付ては常に民法の不法行爲の爲を執行する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

従つて不法行爲に付ては常に民法の不法行爲の爲を執行する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

従つて不法行爲に付ては常に民法の不法行爲の爲を執行する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

従つて不法行爲に付ては常に民法の不法行爲の爲を執行する旨定めてゐる。

滞したるときは此規定を適用せず。

被害者が故意又は過失に因りて法律上の手段を使ひて損害の除去を怠りたるときは賠償義務を生ぜず。」

三特に官吏の不法行爲に付て、賠償責任を規定してゐる。この規定に對しては又、一九〇八年プロシヤに於て制定せられたる「官吏の職務違反に基く國家の賠償責任に關する法律」ありて、前示民法第八三九條に依りて官吏に賠償責任ある場合には、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

法第八三九條に依りて官吏に賠償責任ある場合には、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負擔する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負担する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負担する旨定めてゐる。

我國民法中には、かくの如き官吏の不法行爲に付ては、國家も亦責任を負担する旨定めてゐる。

の過失に因りたるときは、不可抗力に因りたるときは郵便物の性質又は瑕疵に因りたるときは損害賠償の責に任ぜず(郵便法第三五條)の規定あるに過ぎず。

二、行政裁判所に於て要領の訴を許されぬ(行政裁判法第一六條)

三、私法規定たる民法を以て、公法上の行爲に適用不得と雖も、特別の明文存する場合には、我國に於ては官吏に賠償責任ある場合にのみ、公法規定を適用せざるが如く、私法上の法律關係に基く不法行爲に付ては、官吏に賠償責任を定めるの特別の明文存せず。官吏の公法上は國家も亦責任を負担する旨定めてゐる。

我國現行法制の下に於ては、官吏の公法上の職務執行行爲に付ては、國家も亦官吏も賠償の責を負う。」⁴ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて他人の生命、身體、健康、自由、所有權又は其の他の權利を不法に害したる者は之に因りて生じたる損害を他人に賠償する義務を負ふ。」⁵ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」⁶ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」⁷ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」⁸ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」⁹ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」¹⁰ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」¹¹ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」¹² 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」¹³ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

「官吏が故意又は過失に因りて第三者に對して賃借の債務を負ふ。」¹⁴ 我民法第七〇九條、第七一〇條に該當すべき一般不法行爲に付て規定し、同第八三九條に於ては、

(郵便法第三三條)の過失に因りたるときは、不可抗力に因りたるときは郵便物の性質又は瑕疵に因りたるときは損害賠償の責に任ぜず(郵便法第三五條)の規定あるに過ぎず。

(木)第三三條の場合雖も、差出人又は受取人

これに對する反対論者の主張する理由の主なるものは次の如くである。

一、官吏の不法行為に付き、國家が一その賠償の責に任ずる時は、國庫は遂に負擔に堪へず、止を得ざるの方策として、租稅の負擔を増加し、かくて小數者の利益保護の爲に、人民全體の生活を不利益に導くこととなる。(例へば Bluntschli の如し)

二、官吏の行爲に對し國家が責任を負ふは、官吏及國家の威儀を損することとなる。(例へば Laurent の如し)

三、不法行為の事實的行爲者たる官吏に要償の責任を負担せしむるを當然となる。(例へば佐々木博士)

第一説は一見、反対論として最も根據ある理由の如く見ゆれ共、かくの如きは國家の目的そのものを無視したる見解であると言はざるを得ない。蓋し國家が責任を負ふことに依り財政上の危険ありとすれば、即ちその要償の原因たる事實發生の類繁なるを證するものであり、それだけ民治生活の安定を脅かさるるの状態にあることを如實に示すものに外ならぬ。故に一層國家責任の必要あるを感ぜしむるものにして、反対の理由とならず。

又賠償責任の國家負擔は少數者の利益保護なりとの見解も根本的謬見である。何となれば官吏の不法行為に付きての損害は何時何人に關して發生するやうは、豫め知ることを得ない。即ち少數者の利益保護には非ずして、人民全體の利益保護を圖り、民治生活を安寧ならしめるものに外ならぬ。この故に、善良なる人民は國家責任確認の爲には進んで増税に堪へ、決して他人の爲の負擔として之を厭惡するものとは信ぜられぬ。

第二説は杞憂に過ぎず。
官吏の不法行為に對する國家の賠償責任の確立は國家及び國家機關たる官吏に對する一般人民の信賴は深きを加へることこそあれ、これが爲に國家、

官吏の威儀を損することありとは毫も考へられず。しかのみならず、國家責任の確立は必然的に官吏の職務執行行爲及び監督の方法改善される結果、國家を益し人民を徳すること甚大なるべきは豫期され得るところである。

第三説に至りては實情に照して全然不可能である蓋し官吏は一般に富裕ならず、これに賠償責任を負担せしむるも官吏の資力として到底私人の損害補填の目的は達し得られず、官吏自身も賠償を恐るの結果は、只管、事なれば主義をとり、積極活動を爲さんとはせず、遂には國家機關としての重責を果すを得ずして國政の運用に支障を來すに至るは明かであり、國家責任確立に對する反対理由の根據として、薄弱なるものと言はざるべからず。

(了)

(第八頁より續く)

第二十八條第二十九條) 其受託者の相手方及び轉得者に對しても物權的に受託者の失當處分を取消すことが出来る(信託法第三十一條)之に反し賣渡擔保の場合では財產權の讓受人である債權者が其目的物を不當に處分しても譲渡人である債務者は只其債權者に對して人道に損害賠償請求權を有するのみであつて不當處分を爲した債權者の相手方又は轉得者に對して物權的に其不當處分を取消す權利を有せないものである。

表紙寫眞説明

本號表紙の寫眞は近く市内天神橋筋六丁目に新築せらるべき專門部學舍の配景圖である。敷地坪數二千二百十餘坪、建坪延一千八百七十餘坪であつて、今回はその第一期工事をして圖の約半分に當る學舎が建てられる。工費別項所報の如く約四拾五萬圓、昭和四年九月末に竣工の豫定である。

(第六頁より續く)
としての赤」其物の「體驗せられたる赤」には同一物ではない。赤の體驗は本質「赤」を對象して之に志向する體驗である。本質「赤」は體驗より超越し體驗に依て志向せらるる「對象」である。(Husserl; Ideen 41—2) 斯る超越的對象と言ふ意味に於て「價值」は「本質」は其性質を同じうする様である。然るに「サールやショーラーが斯る「物」にもあらず又「體驗」にもあらざる第三の領域として斯る「對象」が言ふ超越的存在的世界を設け之に對して「wirkliches Sein」を許した事に對して人は之を「プラトー的實在論」と同一視しようとする。然し斯る批難の理由なき所以をフッサーは説明する。即ち「Gegenstand」は Reales 又 Wirklichkeit¹⁾ reale Wirklichkeit²⁾ が同一な物を意味するのであるならば Ideen をば Gegenstand³⁾ か Wirklichkeit⁴⁾ であるとか解する事は如何にも誤まつた「プラトー的假設」を設ける事であらう。然しながら既に論理研究に於てなされた如く兩者が厳密に分離せられ「對象」は眞なる(定言的、肯定的)言表の主辭として定義せらるるならば、爰には盲目的な偏見から出づる物以外に如何な難點が存し得やうと言ふ。(Ideen S.40)此意味に於て對象は獨り時空的存在としてのみならず觀念的對象である。之等の觀念的對象こそは常に我の志向して居る「當の物」であり之等について我我が判断し、情感しつある物である。「對象」を時空的存在にのみ局限するのは自然的立見に患せられた謬見である。フッサーに於ける「本質」が認識の領域に於て「對象」であると同じ様に「價值」は感情の領域に於ける對象である。

校友會 大阪支部 春季懇親會御案內

恒例に依り校友會大阪支部春季懇親會を左の如く開催可仕候聞大阪附近御在住の校友諸氏は奮つて御參會相成度此段御案内申上候

日 時

昭和三年五月六日(日曜日)

集合場所

市内湊町駅(午前九時出發)

場 所

笠置方面

會 費

金五圓(當日御持參)

昭和三年四月

關西大學校友會大阪支部

大正十一年六月十五日創刊
昭和三年四月十五日發行

大阪市此花區上福島北二丁目
關西大學學報局

編輯兼發行人 森川太郎
印 刷 者 飯田彌之助
印 刷 所 大阪市西區上佐原通四丁目五番地
株式會社

不許複製
大正十一年六月十五日創刊
昭和三年四月十五日發行
編輯兼發行人 森川太郎
印 刷 者 飯田彌之助
印 刷 所 大阪市此花區上福島北二丁目
株式會社
大阪市此花區上福島北二丁目
關西大學學報局

千里山學舍 關西大學
福島學舍 大阪市此花區上福島
大正十一年六月十五日創刊
昭和三年四月十五日發行
編輯兼發行人 森川太郎
印 刷 者 飯田彌之助
印 刷 所 大阪市此花區上福島北二丁目
株式會社
大阪市此花區上福島北二丁目
關西大學學報局

昭和三年一月現在

出版圖書目錄

大坂地方裁判所部長
和田子一著
親族法

大坂地方裁判所部長
和田子一著
婚姻法

大坂地方裁判所部長
和田子一著
総論

大坂地方裁判所部長
和田子一著
論

大坂地方裁判所部長
和田子一著
判例上

大坂地方裁判所部長
和田子一著
判例下

登記部主任 稲森啓造著 前大坂區裁判所登記部主任 稲森啓造著 不動產登記法	登記部主任 稲森啓造著 前大坂區裁判所登記部主任 稲森啓造著 商業登記手續總覽	登記部主任 稲森啓造著 前大坂區裁判所登記部主任 稲森啓造著 手續總覽
定價六、〇〇 送料一八〇 頁製 定價六、〇〇 送料一八〇 頁製 義菊	定價五、八〇 送料二二〇 頁製 定價五、八〇 送料二二〇 頁製 菊判	定價五、八〇 送料一八〇 頁製 定價五、八〇 送料一八〇 頁製 菊判
辯護士 平尾廉平著 辯護士 平尾廉平著 訴訟一定の申立文例と	辯護士 平尾廉平著 辯護士 平尾廉平著 時效法規と時效判例集	辯護士 平尾廉平著 辯護士 平尾廉平著 判例九菊判
定價二、八〇 送料二二〇 頁製 定價二、八〇 送料二二〇 頁製 菊判	定價六、八〇 送料二四〇 頁製 定價六、八〇 送料二四〇 頁製 菊判	定價二、八〇 送料二二〇 頁製 定價二、八〇 送料二二〇 頁製 菊判
辯護士 高橋德太郎著 辯護士 平尾廉平著 社會債券と社債券	辯護士 高橋德太郎著 辯護士 平尾廉平著 判例九菊判	辯護士 高橋德太郎著 辯護士 平尾廉平著 判例九菊判

辯護士 高橋德太郎著 参考株券と社債券 判例九菊判	辯護士 平尾廉平著 模手形法講話 判例九菊判	辯護士 高橋德太郎著 参考株券と社債券 判例九菊判
定價二、八〇 送料二二〇 頁製 定價二、八〇 送料二二〇 頁製 菊判	定價六、八〇 送料二四〇 頁製 定價六、八〇 送料二四〇 頁製 菊判	定價二、八〇 送料二二〇 頁製 定價二、八〇 送料二二〇 頁製 菊判
辯護士 平尾廉平著 辯護士 平尾廉平著 民事訴訟法改正要旨集	辯護士 平尾廉平著 辯護士 平尾廉平著 對照新舊民事訴訟法	辯護士 平尾廉平著 辯護士 平尾廉平著 判例九菊判
定價二、〇〇 上製一五〇 著 定價二、〇〇 上製一五〇 著 菊判	定價二、〇〇 上製一五〇 著 定價二、〇〇 上製一五〇 著 菊判	定價二、〇〇 上製一五〇 著 定價二、〇〇 上製一五〇 著 菊判
辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 判例九菊判
定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判
辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 判例九菊判
定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判
辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 判例九菊判
定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判
辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 判例九菊判
定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判
辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 判例九菊判
定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判
辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 判例九菊判
定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判
辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 商事調停法通解	辯護士 武田貞之助著 辯護士 武田貞之助著 判例九菊判
定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判	定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 定價一、〇〇 送料一六〇 頁製 菊判

番三五六六一
番二五五七五
番二七九一三阪大替振
北話電
野村銀行調查課長
勝田貞次著
銀行の發展策と信用調査方法
景氣循環に關する諸學說

院 書 同 大

區北市阪大
目丁三上崎根曾

一一三

關西大學ガウン 御制定に就て

關西大學
關西甲種商業
關西大學第二商業
御指定

ガウン及紳士服専門

長谷屋洋服店

大阪市上本町六丁目

電話南四五一二番
七九〇一四八番

關西大學に於て學位服、教授服、學生服等御制定のため、その當局よりこれが調査研究方御下命を蒙り、同大學の一員として特派せられたる形式によりて弊店主長谷爲五郎事一九二三、四年に亘り英・米・佛・獨白・蘭・澳・伊・瑞等の各國を視察し彼の地著名の大學生に於ける服制を比較考察の上歸朝復命致し置き候

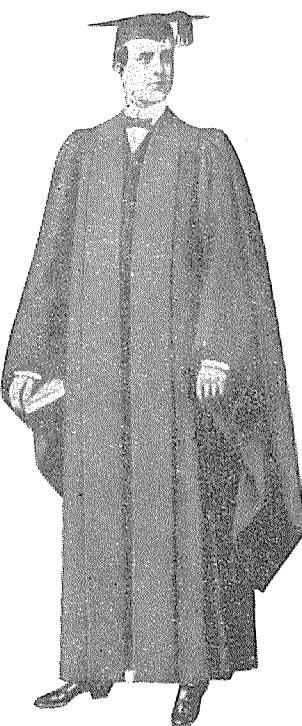
然るに今回同大學に於て愈それ等服制御制定相成候に付てはこれが調

製方を弊店に特定せらるる恩命に沿したる事誠に望外の光榮として深く感激寵在候次第に御座候

御承知の通り本邦より服制その他の制度に付て取調のため世界の各大學生に人を特派歴訪せしことは從來その例尠く單り我が關西大學あるのみ、而してその高邁なる信用は實に我が帝國の大學生を代表するものにして、不敏店主その選に當り僅かに使命を辱めざりしものは又實に海外に於ける同大學の絶大なる信用とその當局の大

なる御指導の賜に外ならず候

爾來技術部に大改善を加へ準備萬端整齊致し居候卒業生その他關係各位の



御用命を奉待候